

会議録

平成 27 年 2 月 23 日(月) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 10 回総務・経済常任委員会

出席委員：竹田委員長、新井田副委員長、福嶋委員、又地委員、佐藤委員、吉田委員
平野委員、笠井委員、東出委員、岩館委員

欠席委員：なし

会議時間 午前 10 時 00 分～午後 3 時 46 分
事務局 山 本、吉 田

開 会

1. 委員長挨拶

竹田委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから第 10 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 10 名でございます。

よって、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は、別紙配付のとおりであります。

2. 調査事項

(1) <まちづくり新幹線課>

・人口減少対策検討会議の取り組み状況について

竹田委員長 それでは、まちづくり新幹線課より、まず進めたいと思います。

まず、最初に人口減少対策検討会議の取り組み状況について、報告。ただ、この人口減少対策検討会議の資料が出ていないのだけれども、口頭で会議の例えば前に報告した以降の会議をした経過、その中でどういう議論をされてどうだと。最初の時に、結構各委員からもいろいろ意見も出されていまして、その辺の動きがないのならないで結構ですから、まずその報告をしてください。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 人口減少対策検討会議でございますが、この会議につきましては前回もご説明申し上げましたとおり、12 月 4 日の本委員会においてご説明させていただいた以降、開催はございません。このまち・ひと・しごと創生総合戦略これに上げる事業を踏まえて、またこの総合戦略で上げる事業につきましては、この検討会議で上がっている事業を踏まえて、検討してきたという経緯はございます。したがって、この総合戦略に上げる事業を踏まえて今後、検討会議も継続して開催してまいるといふ現在の状況でございます。

竹田委員長 確かにわかるのですけれども、たまたま国の地方創生の戦略プランというかそれに今回乗っかるような格好なのだけでも、まずはやはり我が町の人口減少対策検討会議での議論がベースだというふうに思うのですよね。それがあってたまたまいまの地方創生の戦略プランに、この部分の事業は乗っかって行ける、これは単費でやらなければならないというものが。当然これ当初予算の中では、戦略会議の事業を含めた部分で、いろいろボリュームが膨れたものでたぶん予算計上になっていると思うのですけれども、そこがやはり一番要だと思っているものですから、いまちょっと確認したというところであります。

・まち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組み状況について

竹田委員長 それでは、二つ目のまち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組み状況について、資料が出ておりますので説明をしてください。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 それでは、調査事項のまち・ひと・しごと創生総合戦略の取り組み状況について、ご説明申し上げます。

まちづくり新幹線課資料の 1 ページをお開きください。この資料につきましては、地域住民生活等緊急支援のための交付金に関します一覧表になってございます。上から順番にご説明いたします。

地域消費喚起・生活支援型は、交付予定額が 1,417 万円でございます。事業につきましてはプレミアム付商品券発行事業を行います。交付金の目的は、緊急経済対策ということでございますので、町内における消費喚起を目的といたしまして、高齢者にも若年層にも広く町民に効果がある事業として実施いたします。

事業内容につきましては、30 %のプレミアムを付けまして商品券を発行するもので、このうち 5 %は北海道から交付される財源でございます。事業実施にあたりましては、木古内商工会に委託することとし、商品券の印刷や換金手数料等の事務費も交付金の対象になるものでございます。地方創生先行型は、交付予定額が 3,706 万 9,000 円でございます。事業について、ご説明申し上げます。人口ビジョン及び地方版総合戦略策定に係る基礎調査業務でございますが、人口ビジョン及び地方版総合戦略策定に係る基礎調査業務を委託するもので、事業費は 723 万 6,000 円でございます。

人口ビジョンは、将来人口の推計にあたり基本データやアンケート調査の分析、考察等を行うものでございまして、地方版総合戦略では、人口ビジョンの人口に関する将来の方向性を踏まえ、事例提供や政策分野に係る施策の整理、K P I（評価指標）でございますが、これの設定検討、推進組織の検討事項の整理等を行うというものでございます。

次に、一次産業後継者支援事業でございますが、一次産業後継者の就業・生活支援のため、5年間支援金を支給するもので、事業費は 675 万円でございます。

国の補助対象事業は対象外とし、単独事業を対象とするものでございます。年額で、単身は 75 万円、夫婦は 112 万 5,000 円を支給するものでございます。

次に、褐毛和種優良繁殖雌牛導入事業でございますが、近年、褐毛和種は減少傾向にあることから、導入経費の一部を助成することで「はこだて和牛」の生産基盤の整備を行うもので、事業費は 70 万円でございます。一頭当たり 35 万円の 20%、7 万円を上限に助成す

るもので、導入頭数は10頭を想定してございます。

次に、ヒジキ養殖技術導入事業でございますが、先進地域の現状と養殖事業者及び着業者との意見交換を行い、養殖に関する技術の習得を目的として現地調査を行うもので、事業費は486万円、事業につきましては上磯郡漁業協同組合に委託して実施いたします。

「木古内産ヒジキ」ブランド化事業でございますが、木古内町産の天然ヒジキの市場動向や特徴、優位性を明確化し、木古内ブランド「北限の海峡ヒジキ」として高級食材を目指し、特産品の逸品とするもので、事業費は486万円、この事業も事業実施につきましては、は上磯郡漁業協同組合に委託して実施いたします。

次に、観光協会補助金でございますが、観光振興を強化し、木古内町内における交流人口の増加、特産品等の消費向上を図るため、観光協会職員の人件費等を補助するもので、事業費は416万4,000円でございます。

次に、薬師山芝桜植栽事業でございますが、新幹線開業を2015年度に控え、当町の観光スポットである薬師山の芝桜の増植を行い、観光客の誘致を図るもので、事業費は芝桜植栽が783万円、土留工事が350万円、合計1,133万円でございます。

次に、介護従事者待遇改善事業でございますが、町内の介護事業所に勤務する介護従事者の給与水準の改善を図ることにより、介護サービス水準の向上と職員の定住化を図るもので、事業費は585万円、町内の介護従事者を対象に、常勤者は3万円、臨時のかたには1万5,000円を年2回支給するものでございます。

学校給食費無料化事業でございます。子育て環境の充実を図るため、学校給食費を無料化するもので、2分の1軽減は平成26年度から実施済みでございますので、残りの2分の1を事業対象といたしまして、事業費は568万6,000円でございます。

これが、現在検討しております、この地域住民生活等緊急支援のための交付金事業の一覧でございます。一部事業につきましては、新年度予算計上しているものと重複するものもございます。これらにつきましては事業確定後、減額補正等の対応をさせていただきたいとこのように考えてございます。以上で、説明を終わらせていただきます。

竹田委員長 ただいま、説明をいただきました。これより質疑を受けます。

それでは、順次。木村課長

木村産業経済課長 皆さん、おはようございます。産業経済課の木村です。

ただいま、まちづくり新幹線課の福田のほうから説明がありました、地域住民生活等緊急支援のための交付金について、私のほうの担当のほうで説明させていただきます。

まず、プレミアム付商品券発行事業でございます。資料につきましては、2ページ以降掲載してございます。5ページをご覧ください。平成26年度に実施いたしました、プレミアム商品券発行事業の状況と分析でございます。1として、販売状況です。販売済は81%となっております。2として、加盟店の状況です。飲食業が29.5%と多く、食料品・その他が15.9%、その他記載のとおりでございます。

6ページをご覧ください。3として、事業者の利用状況です。81.8%の事業者が利用されております。裏を返せば、未利用が18.2%ということでございます。4として、業種別の利用状況です。食料品が33.8%、灯油・ガスが22.2%、日用雑貨が16.3%、以下記載のとおりでございます。

7ページをご覧ください。5として、業種別の個店ごと利用状況です。灯油・ガスが2店

で 648 万円、個店ごと平均金額が 324 万円です。日用雑貨が 2 店で 475 万 3,000 円、個店ごと平均金額が 237 万 6,500 円、以下食料品。平均として、80 万 9,944 円となっております。それぞれ比較的の確認しやすいよう、グラフなりを添付しておりますのでご確認ください。6 として、分析結果です。1 の販売状況では、81 %の販売にとどまっております。2 の加盟店の状況から、飲食業と食料品が 45.4 %と過半に近い割合となっております。3 の事業者の利用状況から、未利用店が 2 割近くあります。3. 事業者の利用状況、4. 業種別利用状況、5. 業種別個店ごと利用状況から、業種及び個店により相当なばらつきがあります。4. 業種別利用状況から、食料品、灯油・ガス、日用雑貨で 7 割以上を占めています。5. 業種別個店ごと利用状況から、各個店での利用は、灯油・ガスが 300 万円台、日用雑貨が 200 万円台、食料品が 100 万円台となっております。一方、衣料品、和洋菓子、家電、飲食業は、個店平均を下回っております。7 として、今後の課題と対応です。まずはじめに、販売率を上げるため、プレミアム率を検討する必要があります。次に、幅広い事業者に加盟店となってもらい必要があります。次に、町民に利用されやすいよう、商工会加盟店以外の事業者にも協力要請を検討する必要があります。次に、使用しやすいよう、1,000 円券種より少額の券種を検討する必要があります。さらに、販売方法、販売期間、購入限度額、店頭掲示の徹底など、幅広い検討が必要であるとあります。最後に、各個店の営業努力が一層求められているというふうに認識しております。

2 ページをご覧ください。この間、これらの評価・反省を踏まえて、木古内商工会と協議をしてきて、木古内商工会のほうで作成した取扱要領（案）でございます。1 の目的は、省略させていただきます。2. 商品券の管理者及び販売日時等です。管理者は木古内商工会です。商品名は、これからさらに協議いたします。販売日時は、7 月 1 日から 12 月 31 日までとしています。販売場所は、商業部会の各個店で販売いたします。販売額は、現金 1 万円で 1 万 3,000 円分の商品券です。これは、後ほど説明します。1 セット 1 万 3,000 円ということで、その中では大型店等・地元商工店共通の商品券は 5,000 円、地元商工店のみ活用できるものが 8,000 円です。1 人 1 回につき、10 セット 10 万円まで購入できるということとします。発行総額は 6,760 万円で、プレミアム率は 30 %、5,200 セットを販売予定です。販売方法・使用方法は、省略させていただきます。3 の対象取扱事業者です。大型店や本商工会に加入している全ての業種を対象とし、加盟店の事業所、別紙となっておりますけれども、いま言ったとおりの商工店全ての業種ということです。4 として、商品券の種類です。(1) 商品券の種類、1,000 円券の 1 種類というふうに記載しておりますが、これは消去願います。大型店と地元商工店共通は 1,000 円券、地元商工店のみは 500 円券の発行を予定しております。色分けして発行予定しております。商品券の使用期間は、7 月 1 日から 12 月 31 日までです。(3) の商品券使用の厳守事項は省略させていただきます。

次のページです。5 の換金手続きは、一週間毎に行うということです。換金期間は、7 月 1 日から 1 月 7 日までということで、おおよそ 1 月あるいは 2 月末までの事業終了を想定しております。7 の負担金ということで、大型店は額面の 3 %を負担していただくことで、協議を進めております。8 として、フロー図を載せております。プレミアム商品券については、以上です。

次に、一次産業後継者支援事業です。これにつきましては、まだ細部が整っておりませんので、資料添付はできませんでした。想定しているのは、農業の青年就農給付金の経営

開始型ということで、1年間に150万円、最長で5年間支給できる制度をベースに考えております。これにつきましては、夫婦特励として1.5倍の給金額になってございます。この青年就農給付金につきましては、国の補助事業ということで、後継者にも配付にはなるのですけれども、そこには厳しい条件が付いていまして、新たな経営作物を作るとか。あるいは、5年以内に経営継承しなければならないということになっております。それであればほとんどの人間が、ほとんどの新規後継農業者がこの該当にならないということで、町の単独事業で制度設計を考えております。

次に、褐毛和種優良繁殖雌牛導入事業です。8ページに資料を掲載しております。これは、平成21年度から一度導入した事業を再度行うということです。事業概要は、記載のとおりです。そして、収支計画なのですけれども、10頭で1頭35万円を想定しておりますので、350万円を予定しております。木古内町で2割の70万円、JA新はこだてで1割の35万円、全日本あか毛和牛協会というところから1頭10万円を限度に支給されます。そうすれば自己負担額が145万円ということになります。参考として、個人別の導入予定頭数が記載されております。7人で、27年度は10頭です。これにつきましては、平成28年度も10頭の購入助成要請がきております。

次に、ヒジキ養殖技術導入事業と木古内産ヒジキブランド化事業です。資料は9ページ以降になります。9ページに事業の必要性が記載されております。現在、漁業者の高齢化、あるいは魚価の低迷ということで、木古内町の水産業はかなり厳しい状態になっております。この間、コンブやホタテの養殖事業なども行ってございまして、また新年度予算ではワカメの養殖施設の整備事業も予算要求させていただいておりますが、それと同列でヒジキの養殖ができないかということで、検討いたしました。ただし、木古内町あるいは北海道の中ではヒジキの養殖技術が確立されていないということで、先進地域を調査して養殖技術の導入を行うものでございます。これによって、ヒジキのブランド化を推進して、販路拡大の施策を行って、魚価経営の安定を図るということでございます。1として、ヒジキの養殖技術の導入事業です。これは、大分県が先進地ということで、ここの視察を想定しております。養殖試験事業につきましては、既存の漁場の利活用を含めて養殖適地を検討して、養殖試験を行っていくものでございます。これには、関連する技術者を招聘して、事業を進めていきたいというふうに思っています。事業経費の内訳です。養殖技術の導入事業ということで、先進視察を含めて180万円です。養殖試験の事業ということで、270万円です。消費税含めて、486万円を想定しております。

10ページに、木古内産ヒジキのブランド化事業ということで、記載しております。現在流通しているヒジキについては、とても木古内町としては特産品になり得るものだというふうに認識しておりますが、一方で流通形態が複雑で、漁業協同組合出荷や個々事業者の出荷というものが散見されます。これについて一定程度確認した上で、数量確保し、木古内町のさらなる特産品化を図るものでございます。事業内容としては、一つ目として流通動向調査ということで、消費動向、販売統計、流通、販売方法などの調査検討を行っていく。二つ目として、付加価値の検討ということで、成分分析などによりこのヒジキの優位性を確認していくものでございます。3としてPR活動ということで、情報発信や販売方法について検討を行う。あるいは、パッケージのデザインやサンプル、ポスター、チラシなどの検討を行って、販売戦略を立てて行くということでございます。これら全て合わせ

て 450 万円ほどを想定しております、消費税を合わせて 486 万円の事業費となります。

続きまして、観光協会の補助金です。これは 11 ページをご覧ください。事業内容として、観光振興を強化し、木古内町における交流人口の増加、及び特産品の消費向上を図り、現在行われているイベント内容についても検討を行っていくと。さらに、広域的な交流観光振興を目指して、木古内町における地域産業と連携した観光産業の開発と育成をするため、観光協会職員の専任化を図り、人件費を補助するものでございます。人件費内訳につきましては、3 に記載しております。事業費として、総額で 416 万 3,000 円を想定しております。

次に、薬師山芝桜植栽事業です。12 ページをご覧ください。薬師山の芝桜植生事業は、今年度伐採した薬師山のスギの跡地に芝桜を植栽し、観光スポット化するものでございます。積算として、芝桜の植栽事業として 783 万円、土留工の工事として 350 万円ほどです。

13 ページに、位置図が記載されております。26 の伐採区域というのが、今年度スギを伐採したところです。上のほうには、既存の芝桜の植栽、あるいはヘメロカリスが植栽されておりますので、ヘメロカリスというのは草食性の植物なのですが、その移植や芝桜を植栽するものです。

14 ページに、丸太柵工が記載されております。おおよそトータル延長が 300 m で、幅は 2.5 m 間隔で行いたいというふうに考えております。これにより芝桜の植栽や維持管理が容易になるものというふうに想定しております。以上です。

竹田委員長 それでは、名須賀課長。

名須賀保健福祉課長 それでは、介護従事者支援事業を説明させていただきます。

事業の目的として、昨年制定されました「まち・ひと・しごと創生法」の第 1 条により、多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進することが記載されております。

この国の指針に基づき、町内の介護事業所に勤務する介護従事者の待遇改善を図ることにより、雇用の安定化や介護サービス水準の向上、職員の安定化につながる事業ができるのではないかと検討しております。

3. 事業内容について。1. 町内の介護事業所に勤務する介護従事者に対し、一時金の上乗せ給付を行うとしております。2 として、給付対象の介護従事者は、町外からの通勤者も対象にしております。これは、サービスの提供を受ける利用者は町内に居住しており、全ての介護従事者のサービス技術の向上や研鑽が利用者の安定化に資すると考えております。次に 2 とありますが、3 に訂正をお願いします。3 として、一時金は 6 月と 12 月の年 2 回支出します。支出対象者は、全 6 か月の勤務実績がある者としております。次に 4 として、一度に支払う額は、常勤者は 3 万円。また、短期間勤務のパートは 1 万 5,000 円としております。

次に、4. 事業効果としては 1 として、介護従事者の新規の採用が期待できると考えております。2 として、中途退職者が多いことから、抑制の効果があると考えております。3 として、町外からの勤務希望者の定住化が期待できると思います。4 として、女性が多い職場であり、女性の働く環境（賃金）改善につながると考えております。5 として、木古内に住み働き続けることで、結婚や出産の増加が期待できると思っております。最後に、地域の経済の好循環を生み出していきたいと考えております。

以上、提案とさせていただきます。

竹田委員長 説明をいただきましたので、これより質疑を受けたいと思います。

平野委員。

平野委員 ご苦労様です。おはようございます。

まずは、素朴な質問なのですけれども、この地方創生先行型ということで、木古内町には 3,700 万円の交付の予定額が出されるということで、町行政が国の指示の元、適正な事業を精査して短い時間の中で出てきたこの事業だとは思うのですけれども、当然その事業の中身は、国が出す交付金その条件に当てはまるということで、事業名については問題ないと思うのですけれども、例えば細かい 1 個ずつの予算について、この予算の内容も例えば、一次産業後継者支援事業についてもざっくりのこの金額は出ていますけれども、資料についてはまだまだできていない。あるいは、ヒジキのブランド化事業についても予算として大括りで 486 万円というざっくりの数字。中身が見えないわけです。これが 1 個ずつ例えばイベントの企画がいくらだ、パッケージがいくらだ、サンプルがどうだ、ポスター等がいくらかかるという算出をせずしても、これで国からは OK という認識でよろしいのでしょうか。まずその部分、1 点お願いします。

竹田委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 国におきましては、地域住民生活と緊急支援のための交付金。これの基本的な該当要件が示されてございます。これに則りまして事業を検討の上、今後 3 月中に実施計画の提出、それから交付申請、それから交付決定ということで、年度内に全ての事業を行うというスケジュールになってございます。その中で、これらの事業につきましては、この交付金の対象になるものと判断しているということでございます。

竹田委員長 求めている部分が。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 また、事業の詳細につきましては、まだかっちり掘り下げたところまではっていないものでございます。補正予算を提案させていただく中で、資料等におきまして、改めて説明させていただきたいとこのように考えてございます。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 それでは、3 月の定例会でおそらく出てくるということで、細かい詳細についてはその時に出た段階で質問なり、ご意見を差し上げたいと思います。

内容としまして、人口ビジョン及び地方版総合戦略策定に関わる調査業務。丸っきり委託業務ということなのですけれども、最初に説明これについての資料はないですよね。口頭で説明をいただきましたが、「アンケートをする」ちょっとよく聞き取れない部分もあったのですけれども、アンケートをしてその調査をして施策の整理ですか、これ。町で考えているのをプラスよその業者に委託して、さらにその施策を見てもらって制度を進めるのか。あるいは、丸っきり新規のこの町の状況を見極めた中で、委託業者に全てをお願いしてそれを基にまた考え直すのか。どうもこれ資料も何もないので、この大きい金額を書ける割には中身がちょっと全然見えないのですね。当然いま細かい金額がまだ出されていないというのは理解しましたが、この内容についてもちょっと全然理解が口頭の説明だけではしきれないので、もう一度説明してもきっと同じ説明になるのでしょうか。それ口頭で説明した部分も資料として文面を出していただくことはできないのでしょうか。というのが

まず1点です。

それと、介護従事者待遇改善事業については、私も12月の定例会で高齢者向きの施策ということで、この事業の目的にあるとおり、「介護従事されている方々への優遇措置等はありませんか、考えていませんか」と言った時には、「その部分については考えておりません」という答弁をいただいたところでございます。しかしながら、この国からの予算が出た中で、これが重要視されるということで、585万円もの金額が出されたこの話の流れの経緯です。出された金額はいいのですけれども、「その後考えていない」と言ったにも関わらず、これを再度出してきたという話の経緯をちょっとお知らせ願いたいと思います。

竹田委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 人口ビジョン及び地方版総合戦略策定に係る基礎調査業務、この内容ということのご質問がございました。

これにつきましては、現在考えてございますのが、人口ビジョンにつきましては例えば将来的に木古内町に現在住まわれているかたがそのまま住み続ける意向があるとか、例えば子どもが何人欲しいという意向があるとかというのがアンケート調査でございまして、例えばそういった町の皆さんの意向を考慮して人口ビジョン。これは将来当町も一つの調査事例で行きますと、消滅自体というようなことでの候補にも挙がっているわけですが、これがそういった意向調査等を行うことによって、どの程度減少率を押さえられることができるのか。これが人口ビジョンの考察ということでございまして、地方版総合戦略につきましては、そういった将来的な人口の推計。横倍なのか下降なのかという推計を踏まえて、例えば事例。どういった施策を行えばそれが達成できるのか。また、それを達成するために評価指標をどのように設定したらいいのかといったものをコンサルのほうにお願いして、木古内町にあった総合戦略を策定していくということでの委託業務でございまして、この現在いまお話しました内容につきましては、改めてペーパーで提出することもできますので、そのようにしたいと思います。

竹田委員長 次、名須賀課長。

名須賀保健福祉課長 前の総務・経済常任委員会時には「考えていない」ということで、定例会の時に説明しておりますが、今回出てきました交付金事業の中で、3K職場であります介護従事者に従事する職員のかたに処遇の改善を図りたいということで、この事業の中で行いたいということで、今回出すことにいたしました。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 すみません。私のほうから、では。今回、介護従事者の待遇改善というふうに取り組むというのは、地方創生の先行型交付金。中身を見ますと、就労改善も含まれている定住化も含まれている。そして、取り組むことによって交付金が5年間ですけれども、国から支援をいただくことができる。そこで、方向を変えたわけですが。そのきっかけになるのは、今回の6次の介護計画の事業所の報酬が2.27%下がったのですが、介護従事者に対しては1万2,000円を月プラスすると。そういう方向で、介護従事者のいま課長が言いました3K、あるいは7Kという厳しい労働環境を改善するというのは国の方向も出ていますから、そこでこの地方創生の事業で上乗せができるのではないかとということで検討をし、取り組むこととしました。以上です。

(「関連」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 新井田副委員長。

新井田副委員長 いまちょっと関連しますけれども、先ほど大野副町長から新聞でももちろん取り出されているのですけれども。いわゆる、介護従事者に優遇対策ということで、賃金のアップ云々ということでいま盛んに騒がれている中で、ただこの事業が 5 年間というちょっと期限付きというようなことなのでしょうけれども、私の言うことがちょっとそぐ合うかどうかわかりませんが。要は、我が町の状況を見てもいまの状況を見ても、介護者に携わる人。例えば辞めていって補充するにしても、ほとんど募集しても、答えてくれないという状況なのです。一つの背景の中には、やはり非常に介護従事者なる者がいま先ほど言った 3 K、7 K というお話がありましたけれども、まさにそのとおりだと思います。要するに、それが故にいま処遇改善をするべく対応するということなのでしょうけれども。ただ、私多く聞くのですけれども、5 年間。ある意味では国の施策ですからやむを得ない部分はあるのでしょうけれども、逆に言うと、5 年間になると我が町の高齢化がさらに進んでしまうわけですね、当然ながら。そういう先を見据えた中で、では聞くのは要するに正の職員のかたとパートのかたの仕事内容は全く変わらないわけですね、聞いていると。そういう中で、非常に待遇がギャップがあると。非常にそういう話を聞くのです。ですから、もちろん改善をしていていただきたいのですけれども、それをこの 5 年間含めてさらに先を見据えた中で、我が町単独でのそういう方向付け。あるいは、格差を極力少なくすると。あるいは何かの手当で、これはまた別としてこれはこれでいいのですけれども、そういう方向性というのは我が町としてはどういう考えでいるのか。そういう現状を見据えた中で、ちょっとその辺聞きたいです。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 ただいま、5 年後の姿ということで捉えていいのかなと思うのですけれども、この事業そのものが地方創生の事業が 5 年間という期限がございます。そういう中では、終了したあと継続する事業かどうかということを考えながら取り組みをしなければならないということで、これは町長のほうとも協議をいたしまして、5 年経ったあともこれは国からの交付金が仮に終わるということになったとしても続ける事業ということで考えております。

国のほうでは、2060 年を目標値にして支援をしていくという考え方がありますので、5 年後においても私はいま期待をしているのですけれども、こういった交付金が現在の水準ではないかもしれませんが、下がったとしても交付金は続けてもらえるのかなというこういう期待はしております。以上です。

竹田委員長 佐藤委員。

佐藤委員 私のほうから 1 点だけ質問させていただきます。まず、一次産業の後継者の支援事業の関係でございますけれども、詳細の説明資料がないようなのですけれども、今回町の単独事業だというようなことでこのような金額が載っているわけですが。まず、一産業の後継者支援となると先ほど農業というような話が出たのですが、漁業のほうは全く関係ないということでおられるのか。だとすれば、この事業は片手落ちではないのかなというふうにも思われるわけです。

もう一つは、「生活支援のため」と載っているわけですが、これはどこまで許される範囲内なのか。わかる範囲内でよろしいのですけれども、それは説明できればお願いしたいと。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 まず、一次産業後継者支援事業の対象でございます。先ほど、たぶん述べていなかったと思います。これは、農業を含む林業、水産業、全ての一次産業について該当されていきたいということでございます。

また、支給水準のことだと思います。これにつきましては、現在の国の青年就農給付金事業が1人年額150万円になっております。150万円であれば、最低限と言いますか生活できるのではないかとということで、その水準が設けられたというふうに伺っています。

また、所得制限があるのですけれども、これは220万円です。所得制限は220万円です。今年度からその所得を超えても、この給付金を国の制度の場合、この給付金を超えても讒言させて、トータルとして370万円程度の所得を確保させていこうというようなことになっております。それらを念頭においた時に、後継者対策として考えた時に、150万円まではなかなか支給できないけれども、これについては先ほど副町長も言っていましたけれども、ある程度のレビューというのは評価というのは必要なのですが、一定程度の期間をおかなければ効果が出ない事業だというふうに思っていますので、そのこの半分の水準ということでまず考えさせていただきました。それが75万円でございます。先ほど言ったように、夫婦であれば国の事業は1.5倍の給付額ですので、その1.5倍も支給していきたいというふうに考えています。以上です。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 いまの一次産業後継者の関連ですけれども、細かい細部については今後3月に出てくるということなのですからまず考え方として、先ほど国からの支援策については、新しい作物をやるという条件だったり、後継者と言われる人がそれを経営として引き継ぐまでに5年以内に引き継がなければならない。だと、我が町においてはその条件をクリアする人がなかなか厳しいということで、その緩和をするというふうに捉えたのですけれども。要は大事なものは、緩和のラインですよ。佐藤委員もおっしゃったとおり、何を基準に生活支援をするのだという部分だと思うのです。いまの木古内の漁業者・農業者がいる中で、その条件に見合う人を探してその人の水準にして、充てていくのかというふうにも捉えられますし、何を持ってこの生活支援をするというのがちょっと資料もないのでやはり見えないのです。基準ですよ、我が町に合わせた基準をするという部分をいま現在考えているところがあれば、やはりちょっとお聞かせいただきたいと思うのですけれども。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 国の条件というのは自分も言いましたし、平野委員が認識しているとおりでございます。これであれば例えば二十歳、あるいは20代で後継者として戻ってきた時に、20代のうちあるいは30前後に農業を主体的にやらなければならないわけでございます。そうした時に、いま現在の例えば農業で言いますけれども、農業の平均年齢を考えてた時に、まだまだ働き盛りのかたが親としていらっしゃるといようなこともございますので、これはなかなかそのようなことにはならないと。そういうことを踏まえた中で、漁業も含めた後継者対策として何かできないかということで、そうであればその条件を思い切り緩和して、後継者ということで木古内町内に戻って来ていただける。あるいは、現在師弟としていらっしゃるかたが後継としてなるのであれば、そこに金銭給付をしても

いいのではないかなということ、この制度を考えたわけでございます。担当課としては、幅広く支給する方向で考えております。ただ、先ほど言ったように国の青年就農給付金については、要綱が 130 何ページもございますので、それら一つひとついま現在見ているところでございます。それら踏まえた中で、できる限り幅広いかたに給付できるように考えて行きたいと思っています。以上です。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 内容で 1 点だけ確認が、新しく来られるかたは当然対象だと思うのですが、いま現在も後継者として仕事をされているかたも対象というようなお話でしたけれども、何年までが対象、何年ぐらいつままでが対象範囲なのでしょうか。例えば、5 年や 10 年いても後継者としてお父さんが一生懸命仕事をしていて、その息子ですから当然後継者ですよ。年数がもし検討、国の条件がどのくらい、その条件があるのかないのか。あるとしたら何年なのか。その部分について、木古内町はどう考えて行くのかの部分をお願いします。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 新規に就業されるかたについては、それから 5 年間ということでございます。一方で、既に就業されているかたにつきましては、その就業された時から 5 年を限度に支給するというところでございますので、例えば平成 27 年度は 3 年目ということであれば、3 年、4 年、5 年と 3 年間のみの支給ということを考えております。これは、国の制度と同一でございます。以上です。

竹田委員長 東出委員。

東出委員 これいま 3 月の補正で上げるのだけれども、もう何日もないわけですよ。5 日が定例会ですよ。そうすると、10 日あまりもないのですよ。そうしたら、いまこの議論をここでこうやってやっていて、資料も何も出せないで、一発定例会の中で補正予算でやるとしてもこれ至難の技ではないですよ。そうでしょう。いま特に産業経済課のほうの上げてくるものが多いのだけれども、きょうここである程度議論できる材料がなかったら定例会かなり時間がかかりますよ、これ。そう思いませんか。まして 3 月いま予算委員会も入っているのですよ。当初一週間くらいのいま予定を組んでいるのだけれども、これいまそこで新規就農交付金に関しては、対象になる人がいないから町長の執行方針も何もまだ出ていないのに、町単独でやることを目指しているとか何とかそんなことまでも、そこまで踏み込んでしまっているのですよ。であれば、いいですか。きょうの時点で、ある程度我々も理解を示さないと大変なのですよ、当日が。私はそこを心配しているのだけれども、その辺行政側はどうするのですか、これ。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 ただいまご指摘をいただきました。我々としましては、この地方創生先行型交付金事業をしっかりと取り組んで行きたいということで、このような事業メニューをまとめました。まとめはしましたが、内容にまだ弱いところがありますので、これは 3 月 5 日開会の定例会までにしっかりと資料は用意をさせていただきます。何が何でもやるわけですから、これは担当のほうにしっかりと用意をさせます。期間は期限が決まっている中で、何とかこの 3,700 万円なり、1,400 万円の事業を取り組みということで進めておりますので、まとめた内容について目的です。総論についてはきょうご理解をいただいて、中の具

体的な支援策です。そういったものについては、まだペーパーになっていませんので、これはしっかりペーパーにいたしますので、きょうの中でぜひ議論をしていただければというふうに思います。

このあと27年に入ってから、いまま27年度事業の1年分をお示ししているわけです。後の4年分というのは、このあと推進会議を開きまして、産官学金労です。それぞれの代表のかた、そして住民の代表のかたに入ってくださいまして、このいま提示した内容がベースにはなりますけれども、これ以外の事業についても意見を出していただいて、取りまとめて行くというような考え方に立っておりますので、さらにまた続いて行きますので、その時は途中経過を議会にも報告しながら、皆さんの理解をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

竹田委員長 東出委員。

東出委員 そうすると委員長、この議論はここで終わらせてしまければならないのですか、ペーパーも参考資料も一つも何もないわけですから。これからあなた達がつくって、3月の補正予算を出すときの説明資料としてあげてくるのでしょ。ただ、そうするといまは産経の部分は、経済団体をからんだ事業があるわけですよ、農協さん、漁協さん。そこでの協議をされてきて、こうやってあげてきているのかどうなのか、その辺をちょっと確認します。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 産業経済団体との協議状況でございますが、これについてはこの間、それぞれの団体が課題としていたあるいは要望していたものを優先的に取り上げてございます。したがって、産業経済課といたしましては、この地方創生先行型交付金を契機としてやるものでございますが、さきほど福田課長が発言したとおり、新年度予算で計上しているものもございます。したがって、これについては団体も早期にやっていただきたいということですし、担当課としても早急にやらなければならない課題ということで計上させていただきました。以上です。

竹田委員長 東出委員。

東出委員 この部分については、我々も所管事務調査等で漁協さんの要望、農協の要望、森林組合と議員との懇談会もやったし、商工会との懇談会もやったのです。我々もある程度、あなた達が思っているように我々もその団体さんの課題というのは全部聞いているのです。だから、ある程度のものは拾ってあげてやっているなど一定の理解は示すのだけれども、この事業を継続して行って、私が心配するのはこれから5年間、ずっとあるのだけれども、当町の一次産業がいい方向にいくればいいのかいのですけれども。この事業もやってみただけでもだめだった、この事業もやったけれどもパッとしなかったというのでは何も意味がないので、それで冒頭に課長に聞いたのは団体さんの部分の要望、それから第6次の振興計画に沿ったものもありますよね。その辺は随分、あなた達がそういうことを載せてきたのはわかるのだけれども、はたして一例でお伺いをしますけれども、私がいつも思っているのははこだて和牛の優良雌牛を導入するにあたってはこれは何も異論はないのです。ただ、もうひとつ課題はあるのです。何で、今回ようやくです。A3が5割になったのは、だけど、A3ではトントンですと我々は説明を受けているのです。やはり、3・4が出ていかなければならない。これらに対する対策を何もきょうはここに出てきていな

いし、それから海のほうで言えば、その一例としてあげれば今回、ヒジキのブランド化も私はこれはいいです。ただ、いま木古内も相当、ホタテ以外の部分でコンブに切り替わった人もいます。では、コンブに関してどうなのとか、隣町でやっているフノリの養殖はどうなのとか。いろいろと考えてみたときに、この事業がいい方向に行けばいいですよ。そういう幅広い検討をこの経済団体の中との協議をされたんですかと、私が聞きたいのはそこだったのです。これを本会議場でやりますか。

竹田委員長 今事業を提案してきたということは当然、そういう農・漁協を含めた部分で十分な協議をした上で出てきたというふうに思いますし当然、いま落ち込んでいる例えば一次産業を何とかしようということで今回、水産であればヒジキに取り組んでみたいという新たな発想が出てきたわけですから、これは我々としてもバックアップをしながら大いに期待をしたというふうには思っています。

それぞれ個々人の考えもあろうと思えますけれども、さきほど副町長が言われたように大枠といいますか、この地方創生の先行型の事業について5か年継続するのだという事業。その中で今年度、27年度に実施をしてみてもっと拡大すべきか、もっと縮小すべきかという議論の中で、次年度以降に反映をしてくるだろうというふうに思っています。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 05 分

竹田委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

岩館委員。

岩館委員 それでは、ちょっと一点だけお聞きしたいと思えますけれども、人口ビジョンの関係で委託業者にこれをしていただくということですが、いままでのこの問題については随分、議論をしてきました。どうして人口がこんなに急激に減ってきているのかと。いまさら委託業者にこういう問題を丸投げするような形をとっても、おそらく私はちががあかないだろうと思うのです。やはり、地元のことは地元の人が頭を痛めてやっていかなければ。これは、きれいな資料はできあがるかも知れない、委託業者にやれば。そして、こういういまの問題というのは、地域住民の生活等の緊急支援なわけですから、地域の人がたにこういう例えば人口減少の問題とか、そういう家族構成がこれからどうなっていくとか、そういうものはアルバイト的に各ひとがたをアルバイトをさせて、ひとり10万円なり15万円なりをあれして何十人とひとでやってもらってそういう人口動態、「これから木古内に住んでもらえますか」なんていうものは地元の人でもできるのではないですか。これは、コンサルタントの会社が地元にあって、その会社が潤うのであればいいのですけれども、旅の会社にあえてせつかく地元に出していただいた金を、旅の会社にそんなに易々とまかせるといことは、それはやはりいかがなものかと思うのです。やはり、地元のことは地元で汗をかいて、できないものはそういうコンサルタントの知恵を借りるとか、そういうものの発想でなければはじめからコンサルタントに委託して、地元が大して頭を使わなくてもできる簡単にできるようなそういう発想でなくして、私はあまりコン

サルタントというのは好きでないのですはっきり言って。いままでも随分、コンサルタントを頼んできたけれども、そんなにもコンサルタントに頼まなければならないよいような重要な問題というのを解決した思いはないのです。やはり、地元のものは地元でみんなで頭を病んで、そうしていかなければ、この人口動態に関してはよそのものは別としても。これは絶対、コンサルタントが来たからといっても、木古内の人口が増えるわけではない、はっきり言って。やはり、一次産業なりあるいは林業、こういうものがちゃんと定着していけば、若い人だってちゃんとこれが地元で生活ができるわけですから。それを、いまコンサルタントにやったって何を、きれいなペーパーだけを仕上げてもらうためにコンサルタントにはじめからやるということは私はいかなものかなと思っているのですけれども、この辺についてももう少しやはり検討して、アドバイスをいただくのならいいのです。それまでは、自分たちのまちは自分たちで頭を病んで、少し人口問題についてももう少し掘り下げていくというふうな気持ちがなかなければ、はじめからこれに委託すると。それで、チョンチョンチョンなら少し粗末ではないのですか、はっきり言って。

竹田委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 人口ビジョンまた総合戦略の策定に関しまして、委託業務ということに関してのご質問でございます。これにつきましても、総合戦略の策定にあたりましては、これは地方自治体が自ら策定するというようになってございまして、コンサルに委託するのは調査業務ということで、この報告書・計画書等の作製につきましては私ども直接、行うこととなります。ただ、この総合戦略策定にあたりましては、この人口ビジョンの分析等も非常に重要になってくるということで、ここが町民に対する意向の調査でありますとか、また総合戦略でありますと木古内町に合った様々な事例、他町村で行われている事例等もこのコンサルのほうから示していただきまして、最終的には推進組織、産・官・学・勤・労、この推進組織で検討していただいて、最終的に総合戦略は我々がとりまとめることとなりますので、そういういった会議で提示する資料の作成ですとか、そういうものも全て含めまして調査業務として考えているというところでございます。

竹田委員長 それでは、20分まで暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 21 分

竹田委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

新井田副委員長。

新井田副委員長 1 ページの薬師山の芝桜の植栽事業ということで上げてありますけれども、昨今やはり我々研修を受ける度に、観光という部分に関しては非常にどの先生も強調されてお話されます。あるいは地元の特産、この辺もかなり強く大事な要素だということで、振り返って見ると私も地元にありますけれども、さほど我が町の観光スポットとなるものが、「はたしてどこなのか」と聞かれた時に、「うん」というような部分があるのですけれども、そういう意味では大変ちょっとまた勉強不足で申し訳ないと思っているのですけれども。ここで要するに、当町の観光スポットであるという謳え文句になっているのですよね。この事業に対してどうのということではなくて、これに絡めて一つの提案という中で、

このちょうど高台にある場所を活かしまして、いわゆる展望台などもこれちょっと考えてはどうなのかなと。おそらく今後來年以降、どれだけの観光客を呼べるかどうかわかりませんが、そういう位置付けの中でいけば、これも一つの我が町の一つの対策になるのかなとそんなふうになんか私なりに位置付けさせてもらっているんで、そういう方向的な考えというか、今後行政としてどういうふうにつけるのか、その辺ちょっとわかる範囲内で結構ですけども。

（「関連」と呼ぶ声あり）

竹田委員長 吉田委員。

吉田委員 いま、新井田副委員長の話の中でありました薬師山の芝桜の関係が大変興味を持っていました。この事業については、既存にもうやられているのですけれども、もういま今回何となく予算が付いたからまたやりますような雰囲気なのですけれども、最終的にこれをどうするのかというビジョンが全然見えてこないのですよね。これがはっきりしないと、予算が何か付いたからやっているような感じで、最終的にこの全体を全部やるのかそういう考えを持って進んで行くのかというのが全然見えてこないのがちょっと残念なところなのです。だから、確かに観光という面でいろんな意味で書かれているのですけれども、それをやはりきちんとした方向でやっていかないと途中尻切れトンぼ、途中で終わってしまう可能性、すごい残念なことなのですよね。あそこどこから国道を見ても見えるのですよ、あれ。そうしたら、ここに来たら木古内だっという感じで見えていいのですけれども、その最終ビジョンがどうも見えてこないんで、それも含めて新井田副委員長と一緒に答弁をお願いします。

（「関連」と呼ぶ声あり）

竹田委員長 又地委員。

又地委員 観光スポットの部分でちょっと触れて思います。薬師山の芝桜云々の町内には観光スポットなるものはそんなにあるわけではないのですけれども、あそこには登って行くと山が二つある。片方のほうにはきちんとあるのですよね、展望台が。ただ、ある展望台も下の木が伸びてきて、そして確かスギの木だと思うのですけれども、スギの影になってしまっ見えなくなっているという部分では、あそこ昔だいぶ前だけれども何年になりますかね。縦列間伐をして、土砂崩れがあったのですよね、あそこ。それ以降、あまり話が出ていないのだけれども、あそこのスギを少し切ってもらえば展望台ははっきり下のほうから見えるようになると私はそう思っているのですけれども、その辺の考えと。あと、サラキのチューリップ公園、俗に言う。サラキ岬の話が全然出てこないのです。これはたぶん観光協会からもいろいろ話があったのではないのかなと。あるいは、サラキ岬に夢見る会の人方から話が私はあったと思っている。サラキ岬のことを考えると、木古内のいろんなイベントの中で二つよりない、千人以上の人間をお客さんを集める行事。例えば、佐女川のみそぎ祭りです。あとは、春のチューリップ祭りよりない、私はそんなふうにつけているのですよ。そんな中で、サラキ岬の話が出てこないというのはおかしいと思っているのだけれども、その辺は担当課がどこになるかわからないけれども、話はありませんか。

（「関連」と呼ぶ声あり）

竹田委員長 笠井委員。

笠井委員 芝桜はパークゴルフ場、あの山側のパークゴルフ場に植えたらすぐパークゴ

ルフにお客さんが来るのではないかなと思うのです。だからそんなに多くやらなくてもいい。ある程度、パークゴルフ場に芝桜はどうですか。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 この芝桜の植栽についてでございます。まず全体の計画としては、昭和年代に策定いたしましたふるさとの森整備事業がございまして、それ以降様々な事業を使って整備してきたところでございます。新しくでは、平成 16 年・17 年に森林環境保全整備事業におきまして、遊歩道の整備と展望台の整備を行ってきております。展望台はご承知のとおり、薬師山が下のほうが木製です。萩山のほうは、鉄板式というふうになっております。そのようなまず状況を踏まえた中で、どうしていくかということで、一昨年来考えさせていただきました。まずは、薬師山のほうのスキがかなり延びているので、そこを伐採して眺望を確保していきましょと。そして、芝桜を順次植えていった中で、木古内の春の観光スポットである芝桜を皆さんにもっと見ていただきたいということで、これを順次進めているところでございます。予算の関係もございまして、結構広い面積でございまして、今後年次的に財政と相談しながら整備して行きたいというふうに考えております。

また、現行の遊歩道につきましては、振興計画の中で 1,000 万円単位で今後整備するというので、2 か年あるいは 3 か年で計画計上してございますので、状況を見ながら対応して行きたいというふうに思っています。

それと、萩山の整備でございます。これは、薬師山の整備を検討した際に、同様に考えました。まずは、薬師山を手がけてその後、萩山のほうを検討していきたいというふうに思っていました。所有者が若干輻輳しておりますのでその辺の整備と、もう一つが保安林に指定されてございます。その保安林の状況を含めて、今後考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、笠井委員からありました芝桜をパークゴルフ場ほかのところにとということでございますので、少し町中も再度確認させていただいて、そんなに大きな金額でなければ可能だと思いますので、相談させていただきながら検討させていただきたいというふうに思っています。

それと、サラキ岬の整備でございます。これは、木古内町の観光ビジョンが前の会議でも出てあるとおり、平成 3 年に策定してございます。そこでサラキ岬の整備というのが出てきまして、なかなか行政的には手を付けられないということでこの間、観光協会あるいはサラキ岬に夢見る会が平成 16 年度頃から整備しているものでございます。当初は、町として公費は支出していなかったのですが、サラキ岬のチューリップフェアの際に、プレハブを設置する経費として町として助成していただきたいということで、ここ 2・3 年それについては助成してございます。

さらに、整備についていろいろな想定・構想があるようでございますが、きちんとした要望としては町のほうにはございません。町のほうにはございません。担当レベルとしては、若干の意見交換はしておりますが、きちんとした構想があるのであればそれを踏まえて、理事者のほうに要望していただきたいという旨の話はさせていただいております。以上です。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 ちょっとサラキ岬の件だけれども、行政というのは来ないとだめなのですか。来ないと。私は行政は来てほしい部分もあるけれども、出かけて行くのも行政ではないのか。例えば、サラキ岬チューリップが咲く頃、松前の桜が咲く。そうすると、この沿道を228号線を通って松前に向かう車の台数等々を考えた時には、やはり函館からの方面から出てきて、ちょうど良い地点なのですよ。函館から約40km弱です。随分、観光協会あるいはサラキ岬に夢見る会の人方が尽力してくれた。本来は、観光協会に私の見る限りでは、気に障ったら許してください。観光協会あるいはサラキ岬に夢見る会に人方が、一生懸命になってくれたのではないのかなど。本来は、行政が主導で町のことを考えた時ですよ。観光行政を考えた時に、行政が主導でやっていくべきことだったのではないのかなというふうにも捉えているのです。これは、観光協会と行政との間の何か言い過ぎかもわかりませんが、何かあったのかなというふうには捉えざるを得ない部分が見受けられる。いま課長が言うように、担当部局ではこう言っているけれども、担当部局でいろいろ話し合ったことが上にいっていないのですか、そうしたら。それはおかしいでしょう。私は上にいっていると思っているのですよ、きちんと。あるいは観光協会として、あるいはサラキ岬に夢見る会の人方が「あそこをもっともっと町のために開発してってもらいたいな」と。そして、一つの要望もありますよ。トイレです。簡易トイレだけであって、あそこにトイレがない。前には私は聞かれたから言ってあげました。「あそこまで水洗が通っていないので、かなりもっとも先になるけれども、トイレとなったら大変きつい話だね」ということを話したこともあるのだけれども。ただ、あそこにもっと人をたくさん呼ぶということになれば、やはりトイレが必要です。きちんとした綺麗なトイレ。そうすると、もっともつとこ 228 を通る人方があそこに立ち寄ってくれるだろうと。くれるはずですよ。そういう話というのは「担当部局には言っている」というのだけれども、それが上にいっていないのかな。大変残念なことだけれども。だって1年通して、木古内で祭りが三つある。夏の祭りは大したことがない、佐女川の。みそぎ祭りは随分集まる。マスコミ報道で町民も随分行くので、3,000人とかでみんな増員しますよね。だけれども、サラキ岬のチューリップ祭りで1,000人以上ですよ、集めるのはあそこ。町民も含めて、1,000人できないはずですよ。そうしたら町もそろそろ、町としてもそろそろ、サラキ岬にということをお考えないとだめです。それが向こうから来ないからと投げておくというのは、これもまたおかしい話です。そこまでまだあれかな、観光スポットということをお考えれば、来ないからという部分であれかな、投げておいてもいいのかな。私はこの部分では、金額が決まった。国から来るお金が決まったから、その枠内でという予算付けをしたと思うのだけれども、27年度に向けてその辺の考え方があるのかどうかちょっと聞いておきたいです。

竹田委員長 木村課長。

木村産業経済課長 言葉使いで誤解がありましたら、まずお詫び申し上げたいと思います。

私が理事者のほうへの要望というのは、やはりほかの経済団体、観光協会もそうなのですけれども、きちんとした案件につきましては、将来像を含めた中で文章としていただくというのがルールでございます。そのようなことがいままで成されていなかったということで、自分のレベルの中ではこういうものがあればいいとか、こういうふうになればいいという意見交換はされているのですけれども、そしてそれも随時と言いますか伝達は

しているのですけれども、それが煮詰まっていないということでございます。当然、観光協会のほうとは理事会に私も参加していますし、事務局会議なりも参加していますので、意向なり方向性というのは一定程度確認しているつもりでございます。その中で、サラキだけではなくほかのものも含めて、優先度合いが高いものもございまして、それら含めて対応しているということでございます。

それと、この交付金の性格上、ハード事業は原則としてだめだということでございます。ソフトが優先して、それに付随してのハードであれば可能だということでございますので、まずハードが先にくるものはなかなか対応をしきれないということで確認しております。以上です。

竹田委員長 芝桜の部分は、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ほか。

佐藤委員。

佐藤委員 今回のいろんな事業の中で、地方創生先行型という項目が何点か出てますよね。この事業は国から全く交付金だとか、そういうものは全くない事業ばかりなのですか。地方創生型というのは。全部入っているけれども、何パーセント入っているのか。

竹田委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 今回の支援に関する交付金事業につきましては、これは 100 %国から事業費は充当される、交付金で充当する事業でございます。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 休憩前に岩館委員からもされた質問にちょっと戻らせてもらうのですけれども、私も岩館委員の意見にほぼほぼ 100 %横ならいの考えなのですけれども、この度国から地方創生先行型ということで予定の交付金が出た中で、時間がない中で優先順位を決めて、しかも事業内容については国の指示される中身の基で進めてきたという経緯がある中で、介護従事者についても町としては行わないというにも係わらず、その中の条項が入っていたからやはりやるのだという部分も正直納得し難いところがあります。もっとも町として優先順位でこれから検討して行くと言ったことが国の示される中に、もっとも入っていたのではないのかなと正直思いはあります。ただ、時間がない中できちんとした形で詰められる部分を押し上げていった中で、この介護従事者の待遇の事業もきたのかなと。その質問ないですから。大丈夫ですから。ということで、理解はしました。

ただ、この人口ビジョンの及び地方版総合戦略策定に係わる基礎調査業務については、やはりちょっと内容があまりにもいまの説明で薄くて、しかもこの中の事業の中で 2 番目に多い事業費を出すと。岩館委員の話もありましたけれども、これが直接やはり町に反映されるかどうかが見えない部分なのですね。この 700 万円をかけてまで、はたして地域のためになるのかどうか。それは当然なるために、これを予算かけるのだという思いはわかります。ただ、いままでの事例を見ても、なかなか本当岩館委員が言うように、コンサルに頼んだことがそれが反映されているのかと言ったら、私は反省ばかりではないのかなと思うのが正直なところなんです。それで、又地委員が言うように、当然これは国が交付予定額を提示されて、それをうまく木古内町は当然使っていくのだという考えは私も同感です。国の事業に対していまここで良いとか悪いとかと言える立場でもありませんから、

当然木古内町のことを考えた時に、この交付額をうまく使っていくという考えの中で、基定例会に上げられてきた補正の部分について、納得しないのでこれはだめだということは許されないことだと思うのです。なので、やはりそれを納得するために福田課長の先ほどの説明でも調査だったり、調査なんていままで人口の推移とかいろんな調査会社からもある程度出ていると思うのです。なのに、なぜいまさら人口の推移だとかを何で再度調べなければならないのか。あるいは、それを最後まとめるのは行政だという話がありました。では、コンサルの仕事はどこまでなんだというのが本当に見えないのですよ。その中で、先ほども言いましたけれども、この事業費がこの全体の順位を付けると、2番目の700万円という金額がどうも納得いかないのですね。なので、やはり定例会の時には「これ無駄遣いだろう」ということで却下することもしたくないですし、やはり定例前にここの部分は私は正直見直してほしいと思っています。ただ見直さないのであれば、この700万円使われる内容が本当に木古内町のためになると。だからこういう異論の基、こういう進みの基、進むのだという資料を納得していただけるものを作っていただきたいと思います。正直、私は違う事業にしてほしいというふうに思っております。これは、答弁はよろしいです。

竹田委員長 ほか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

竹田委員長 私のほうから1点。冒頭言いましたように、木古内町の人口減少対策検討会議この経過。同僚委員からもうちの対策会議の取り組み状況が、今日まであまり動いていないという部分に対しての議論もありましたけれども、12月の4日の委員会の中でいろいろ出ていたAとして新年度から実施すべきだという部分で、最後の資料でその他で出てくる企業振興促進条例の改正というようなことで。これは、12月の4日に出された資料に基づいて検討した結果、出てきた。そうしたら、まだあったでしょうと。新年度実施すべきだと。空き家対策活用事業という部分、これはぜひとも早くやらなければだめだということで、新年度から取り組みたいという町長の強い思いがここにあったのかなと思っていたのですよね。これは、いまの地域創生先行型の事業に合致しない事業だから、町の単費・単独事業で出てくるのであれば、それはそれでその中で議論なりあれができるのだけれども、方や同じく新年度に実施しなければならないという部分で、検討会議の中で議論された部分で、出てくるものもあったり出ないものもあったりという。なぜ出ないのだという部分のもし新年度に出てくるのであればいいのだけれども、出てこないとすればどうなのだという議論になるわけですから、その辺も含めて。いまここでは答弁特に、もしあればもらいますけれども。そういう部分も含めて冒頭、うちの検討会議がどうなんだという部分。前段、表題でも載っていますから、当然そこで議論された部分がこれこれの議論の中で、「新年度はちょっと」ということなのか、もう先行してやるということなのかという意欲の部分が。定住・移住の部分は、大きな人口減対策の一貫の事業だと思っているものですから、その辺もし、その辺の考えについて空き家の部分です。どういう経過だったのかというのがもしあれば。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 空き家の活用事業に関しましては、12月4日にご説明させていただいた検討会議の中ですぐ実施すべき事業ということで、位置付けられたものでございます。その際にもご説明申し上げましたけれども、今年度町民税務課で行いました老朽家

屋の調査。この中で、活用可能性のある物件については、概ね 100 棟程度あるというような調査結果が出されてございます。ただその中でも、老朽度合い、すぐに入居できるもの。また、処理が必要なもの、難しいもの。これらの詳細な把握については、今後改めて私どものほうできちんと物件それぞれの詳細を押さえた上で、どのような対応を取ったらいいかを提示してもらいたいと。

また、これは今後の空き家の有効活用というものは、今回のこの度の交付金。これらも一部該当になるものはあるというふうには認識してございます。ですので、平成 27 年度に行われる推進会議こういったものの中でも、一つの施策として検討して。また、28 年度以降の事業にもし反映していくものであればしますし、また町で単独でもやるべきであろうと判断した場合には、予算も計上させていただきますし、このような対応になってまいろうかというふうに考えてございます。

また、その他の事業につきましても、給食費の無料化につきましては実施するというところで、理事者のほうからも 12 月、回答と言いますか説明があったと思います。

また、その他町有地の無償提供ですとか、保育料の無料化ですとか、検討会議では出されたものの、なかなか実現するにはまだ詳細な検討が必要というものも中にはございます。こういったものは、今後継続検討してまいるということでございます。

竹田委員長 そうすれば、その関係では町長の執行方針の中でも出てくるということですよ。その中でまた議論ができると思いますので。

平野委員。

平野委員 委員長はじめ、各委員が心配されているのが、この人口減少の対策検討会議。前回 12 月に出された時には 6 月 6 日から 3 回開催して、12 月以降は開催されていないと。何でこういう人口減の対策の重要なことを話されていないかということが皆さん不安なのですよ。行政としては違うと思うのです。ここで、検討会議に出されたものをいま提示したものを各担当課に持っていつているのか、それとも別の組織で検討をしてやっているのか説明何もされていないのですよ。ですので、この 1 個ずつ、じゃあ今年度検討すべきと出してそれで終わっているのではないかと。何も検討していないのではないかとこの認識があるので、これ出された検討すべきものをこの検討会議で出されたものを、それぞれ担当課に振り分けてきちんと検討しているのだ議論しているのだと。あるいは、別の組織でやっているのだと説明をきちんとされれば納得すると思うのですけれども。現状の進みが見えないのです、全然。せっかく 12 月にこれ提示されたのに、その後どうなっているのだと。もう新年度予算に反映させなければいけないことをさえも「この会議をやっていないから何も議論しないで終わりだ、この委員会が存在意味があったのか」というふうにまで思ってしまうので、その後 12 月以降、きょうも議題にも載っていますけれども、取り組み状況について。この会議はされていないけれども、どういう場でこのような話がされているという説明をきちんとした内容の説明をしてほしいと思います。

竹田委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 これにつきましては、12 月以降検討会議のほうは開催していないということで、この 12 月の時点で出された A 事業、すぐに実施すべきと。検討会議で取りまとめた事業でございます。これについて、理事者に報告の上、判断をしたところでございます。

それから、その後この度の地方創生に関する交付金の事業が出てまいりましたので、それでこの検討会議で出されているA事業、すぐ実施すべき事業に限らず、この地方創生の交付金でできる事業。こういったものもそういった検討会議の結果もいままでの結果を踏まえまして、このような形で判断してきたと。

それから、検討会議につきましては、いまのこの地方創生に関する事業これらを踏まえた上で、今後も継続して開催してまいるということでございます。

竹田委員長 福嶋委員。

福嶋委員 1 ページの一番下、学校給食無料化事業について。半額いま 26 年度から実施したのだけれども、この補正でさらに 26 年度の補正でやるということであれば、ことしから半分にした。もう既に 2 月ですから、給食費の納入も既に 8 割・9 割りに達している時期ですよ。これをいつから新年度からではなくて、本年度の 26 年度の補正ですから、26 年度から一応するとすれば、いつ。4 月 1 日に遡ってするのか、この辺が先ほど聞いているのだけれども、何か混乱しているなという感じ。

もう一つ、ついでに。私ちょっと介護の従事者についての常勤者、臨時と二つに分かれているのだけれども、これ老健だとか例えば社会福祉協議会の訪問看護だとかそういう従事者にも該当するのか。その辺ちょっと、2 点一つお願いします。

竹田委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 学校給食費の無料化につきましては、これはこの度 26 年度 3 月で予算を補正していただくということで、これを繰り越して 27 年度の給食費から無料になるということでございます。あくまで、予算は繰り越しの上、使用するというところでございます。

竹田委員長 名須賀課長。

名須賀保健福祉課長 考えておるのは、いさりびの正職員は該当から外すということを考えております。

竹田委員長 社会福祉協議会はどうだ、老健はどうだ、特養はどうだ、個人の事業所はどうなのとか、その辺かみ砕いて報告。

名須賀課長。

名須賀保健福祉課長 いさりびは町の施設ですので、この件に関しては職員 3 名おりますので、この人に対しては該当から外すということを考えております。あと、残りの民間事業所等については、職員には支給したいと考えております。あと、社会福祉協議会のほうも支給したいと考えております。

竹田委員長 そうすれば、老健の職員以外の非常勤職員さんも支給対象ですよということでもいいのですね。

いろいろ芝桜の件でも観光スポットというような部分で、サラキ岬までのいろんな意見が出されましたけれども、ただ副町長、1 点私が心配なのは、平成何年だかちょっと忘れたのだけれども、観光ビジョンという木古内町の観光の基本なる指針がありますよね。もう 20 年くらい経っているのかな、平成 5、6 年、3 年かな。その部分が観光の基本だと思っているのですけれども、その時の平成 3 年の観光ビジョンがもう言い方悪いけれども、時代遅れで合わないからということなのか。あれが基本ベースで、あそこにはマリン構想といまのサラキ公園の構想とも載っている観光ビジョンなのですよ。今後の観光ビジョ

ンをどうするのか。平成 3 年に作った観光ビジョンをどうするかという部分を十分内部検討していただきたいと。いま答弁どうこうという部分は求めませんけれども、いずれどこかの時点でそういう議論も必要になるのかなというふうに思っていますので、その辺について内部検討を十分してください。

それでは、1 番目と 2 番目については、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 なければ、次に入る前に観光交流センターについては午後 1 時からということで、それまで昼食のため、暫時、休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 57 分

再開 午後 12 時 57 分

・観光交流センターについて

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

観光交流センターについて、資料の説明を求めます。

中尾室長。

中尾新幹線振興室長 それでは、お手元の資料 15 ページに基づきまして、観光交流センターの開業に向けました進捗状況についてのご報告を申し上げたいと思います。

まず第 1、運営についてでございます。(1) 開業準備チームの設置について。ご承知のとおり、私どもセンター長候補といたしまして、1 月 22 日付けで元イトーヨーカドー函館店の浅利文博さんにご就任をいただきました。加えて同日、私どもの新幹線振興室内に、浅利さん、それから担当の中山主査、そしてはやぶさ 03 の 4 名によりまして、「観光交流センター開業準備チーム」というものを設置をいたしまして、以後はこの 4 名が中心となって様々な諸事業を進めて行くという体制ができています。

二つ目、指定管理者についてでございますが、1 月 19 日から 2 月 17 日まで公募を行ったところ、一般社団法人木古内公益振興社 代表理事 北島孝雄様から 1 社ご応募がございました。これを受けまして、町の選定委員会におきまして、書類審査及び聴き取りを行った結果、町の方針に沿った委託事業者、そして適当であると認めているところでございます。今後地方自治法に基づきまして、第 1 回定例会におきまして議会の皆様にご承認をいただくための提案を行うということを考えてございます。

それから三つ目、飲食施設でございます。昨年 12 月に株式会社ケイ・デパール様が奥田シェフの監修を受けて運営をするということで覚書を交わしたわけでございますけれども、その後このケイ・デパール様が奥田シェフサイドと数度にわたる協議を行ったと。また、大変お忙しいかたでもありますので、お正月の時間を利用して鶴岡に飛んだりといったことなどが繰り返しまして、急ぎ店舗運営に関する詳細をまとめました。先日、町に対する説明はございましたものですからこれを受けまして、実施設計の内容を若干変更いたしました上で、第 1 回定例会におきまして、契約金額の変更承認を求める提案を行う予定ということでございます。こちらにつきましては、皆様ご関心も高いところだと思ひまして、資料 1 ということで用意をさせていただいております。

これは、ケイ・デパール様から提出があった事業計画を私どものほうで要約をしたものでございます。経営の基本理念といたしまして、地域の食材を通じて、お客様・生産者とのパートナーとして「食の幸せ」を提供する、以下五つ並んでございます。店名でございませけれども、先般奥田シェフが木古内食のフェスタでご来庁の際にちょっと触れておられましたけれども、「どうなんデス」という名前にしたいと。サブタイトルとしまして、「奥田スピリッツ」というものが付くそうでございます。この命名理由といたしましては、言うまでもなく語呂が良く、一度聞いたら忘れられない名前であるということでございます。これは、アルケッチャーノに通じるいかにも奥田さんらしい名前ということでございます。

それから、「どうなんデス」といういわば疑問形にも取れるような言葉がまず目に付きますので、道南の魅力的な食の「気付き」、「出会い」の場になってほしいということ。それから、サブタイトルの「奥田スピリッツ」ということでございますが、奥田シェフが自分の魂を木古内で展開したいという強い気持ちをお持ちということでございます。因みに奥田さんの監修された店の中で、「奥田」という名前が付くのは木古内がはじめてというふうに聞いております。

営業日でございますけれども、これは今後の想定でございますけれども、毎週 1 回程度の休みをいただく。それから、年末年始ということでございまして、営業時間を 11 時から 21 時まで。途中、カフェ・テイクアウトいわゆる喫茶・お持ち帰りだけの時間が中間単位で挟まるということでございます。

店のイメージでございませけれども、既に私ども説明しておりますように、道南の食材を使って焼くという調理法をメインにした店ということでございます。加えて、地元の方々が気軽に購入できるような総菜とか、あるいは若干のお菓子類なども販売をしたいというところを寄せられたところでございます。

5 番目に具体的なメニュー例がございませ。これは本当の想定でございますけれども、例えばランチであれば Pasta やピザ、定食類など価格は 850 円程度ということで、特に昼間は比較的気軽に食べていただけるようなもの。それから、カフェ・テイクアウトでお昼ご飯・お弁当の 600 円程度のランチパックを提供したり、ちょっとしたお菓子類を出すと。このようなことが書かれてございます。

めくっていただきまして、スタッフでございませけれども、既に鶴岡に行かれております飯田様、ほかアルケッチャーノ派遣スタッフ、及び地元スタッフで運営を回して行くということ。さらには、地域連携といたしまして、生産者あるいはファンクラブ、そして町内の事業者ときちんと連携をして進めて行きたいといったようなことが書かれているわけでございます。

もう 1 ページめくっていただきまして、18 ページ目でございませ。これが、現在進めております実施設計ベースの観光交流センターの平面図でございませ。この赤いところレストランの部分につきまして、このような協議結果を踏まえまして、若干の設計変更をいたしたいという話でございませ、その中身がもう 1 ページめくっていただきまして、19 ページ目でございませ。

変更前、変更後が左右にございませ。変更後のところを見ていただきたいのですけれども、まず赤い部分、赤く斜線を示している部分。ここは、レストランの一部を区切りましたやはり個室を設けようというご発想でございませ。それから、左下緑色の部分でございませ。

ここは、厨房に隣接いたしますいわばバックヤードのような場所でございますけれども、ここをより使いやすいように食材庫・冷凍庫・冷蔵庫、あるいは事務室といった配置を若干変えたということ。それから、最後に右上の青いところでございますけれども、ここにちょっとしたお菓子などを製造できる菓子製造室と書いてありますけれども、そういった部分を設けるということでございます。より地域のかたに気軽に立ち寄っていただくような店にするための、且つ運営を合理的展開して行くための設計変更ということでございます。

15 ページにお戻りをいただけますでしょうか。下のほうになります。2. 什器備品類の購入についてということでございます。これは、既に一度ご説明しておるところでございますけれども、センターは町の施設でございますので、基本的には中で使われる什器備品類、これは町が用意するということが基本でございます。ただし、収益部門でございます物販、及び飲食施設につきましては、機動的な運営を期する観点から、軽微なものについては、運営事業者が負担をするということで考えてございまして、一応 20 万円程度を一つの境という認識というところでございます。これは、平成 27 年度予算で購入させていただきたいと思っております、第 1 回定例会におきまして資料 3、すみませんいつたりきたりで申し訳ございませんが、20 ページになります。20 ページに一覧が書いてございます。大きく公共部門、物販部門、飲食部門という三つのセクターからなるわけでございますが、公共部門につきましては全て町がご用意すると。物販・飲食につきましては、一定選定線を引いた上で、町がご用意するという考え方の元、トータルといたしまして右下予算要求額として、6,098 万円といった額でご提案をさせていただきたいということでございます。説明は以上でございます。

竹田委員長 ただいま観光交流センターについて、施設の一部設計変更等も含めた説明をいただきました。

これより質疑を受けたいと思います。

東出委員。

東出委員 まずそうしたら 20 ページ、予算のほうからちょっとお願いします。

トータル 6,000 万円なのですけれども、これ丸々全部一般財源を充てるのかどうなのか。財源の内訳をちょっと教えていただきたいと思います。

それと 17 ページ、特記事項というところで、いろいろと文言を並べているのですけれども、やはりこういうレストランをやるということになると、いろいろな私はリピーターを作ればいいなというふうに私は思っているのですよね。木古内に行かないとなかなか食べられないというそういう素材。そして、それはしいて言えば、いま一番好んでいるのが私は無農薬だろうというふうに思うのですよ。ですからその辺の部分で、ではこの文言として書いている 1 行目、2 行目なのですけれども、「未だ知られていない、埋もれている食材が多数あります」、それから「地元の町民にはなかなか気付かない良さも思えるところもあります」という表現をしているのだけれども。私が先ほど言ったように、リピーターを作るためにはやはり地元だけではだめでしょうと。やはり知内、福島、松前になるのか、北斗になるのかわからないけれども、やはりそういう食材も探さないと。そして、しいて言えば、同じものを作っているのだけれども、「このものは無農薬ですよ」というやはり強い発信力がないと私はだめだろうと思うのです。しいて言えば、そこにははこだて和牛

も書かれているけれども、やはり森のSPF豚だとか、それから瀬棚に行けば羊の肉何かもいろいろありますし、その辺を全部奥田シェフのほうに任せてしまうのかどうなのか。やはり「地元の食材はこれはこれですよ」と言って、「ぜひ使っていただきたい」と言うそういう素材も私はあるかと思うのですけれども、その辺は農産品、それから海産物について、どういうあなた達のほうで考えを持っているのか。その辺はちょっと聞いて置きたいなと思いますので、まずその2点お聞かせください。

竹田委員長 中尾室長。

中尾新幹線振興室長 まず1点目、財源についてのご質問でございました。今回ご提案にあたりまして、様々な活用財源の可能性を検討したわけではございます。今回の地方創生のお金も含めまして検討したわけではございますけれども、なかなかこういった什器備品類にうまく適合するものがないということでございまして、現時点においては一般財源。それで一般財源という考え方でございます。

それから、もう2点目でございます。これはもう東出委員のおっしゃるとおりでございまして、あとは如何にこの地域がまさに知られざる食材を一次生産者の方々との連携の元、如何に掘り出して発信していくかということでございます。

ご承知のとおり、既に飯田さんが鶴岡で研修をしているわけではございますが、あちらに行かれてやはり生産者農家のかた、あるいは業者の方々とともに会話をしながら店を作っていくというやり方。ここに一番感激をし、これを木古内で展開していきたいという思いも勿論お持ちのようではございます。

ことしの夏から秋ぐらいいにかけて、ちょっと早めに飯田さんが帰って来られて、まさに自分自身がこの地域を歩いてこういったものを探して行きたいということもおっしゃっておられます。加えて飲食のみならず、今後観光交流センターの物販のほうでございまして。こちらは、指定管理者も決まることとなりまして、3月になりまして、加えてセンター長候補も来ていらっしゃると思います。こういった中で、道南の様々な方々と連携しながら、一つずつ丁寧にものを掘り起こし、発信して行くという形になっていくかと思っております。以上でございます。

竹田委員長 東出委員。

東出委員 そこまで私は話していくのであれば、やはりセンター長候補の浅利さんも一緒に同席させて、そういう議論をするべきではないですか。きょうはいないのですか。私はそう思うのですけれども。この委員会に馴染むか馴染まないかはと思うのだけれども、その辺は委員長に諮りたいと思います。

竹田委員長 その辺ちょっと、いま東出委員が言っているセンター長のどこまで。例えばこの飲食の部分に勧誘できる仕組みとか構図になっているのか、指定管理者があっいまの飲食を受けた店と。それといまのセンター長がどういう連携とか流れになるのか見えないものですから、その部分によってやはりぜひ。だけれども、やはり話くらいは聞いていてもいいのかなという気はします。ただその辺の仕組みとかあれがわからないものから、私達もどうなのかなというふうには思っ

(「休憩」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 1 時 13 分

再開 午後 1 時 15 分

竹田委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

中尾室長。

中尾新幹線振興室長 センターの運営に関わります役割分担というご質問かというふうに思います。

まず形式的な話をいたしますと、木古内町がああ建物、観光交流センター全体の運営を今後ご承認いただけるであろう指定管理者に委ねると。全体の管理は指定管理者がやるというのが原則でございます。

そして、現在町が雇用しております浅利さんは、この指定管理者の職員として雇用していただいて、仮に木古内公益振興社が指定管理者に付くとすれば、木古内公益振興社の職員としてセンター長の実務をこなしていくという形になります。

一方で、レストランにつきましても、この観光交流センターに入るテナントという形になります。したがって、レストランの経営に対する一義的な様々な問題・決断は、当然ながらケイ・デパールさんが進めて行くわけでございますが、当然センターという一体の中で魅力強化・集客を図って行かなければなりませんので、そこはセンター長がテナントであるケイ・デパールさんときちんと様々な打ち合わせをし連携をしながら、ともにお客さんを集めて行く・呼んで行く仕組みを検討して行くという形になると思っております。これは町として現在思い描いているところでございまして、まさにこれから様々な顔が見えてきたところでございます。ともに指定管理者、あるいは飲食事業者、さらにはレンタカー事業者といったものが出てくるかもしれません。こういった方々が集まって、センターの一体的な運営を協議をして行く場を来年度、きちんとしていかなければならないというふうに考えております。以上です。

竹田委員長 東出委員、よろしいですか。

今後やはりこの主のものには、センター長も同席をして議論の声をやはり聞いておいたほうがいいのかというふうに思います。

ほかございませんか。

これ交流センターの一部設計変更を予定しているようですけれども、どのくらい財源的なものがどのくらい考えているのか、もしわかれば。

中尾室長。

中尾新幹線振興室長 大変ちょっと厳しいスケジュールの中で、急ぎ設計事務所に設計をしているところでございまして、実はすみません。まだ最終的なものは上がってきてございません。これを今週中にいま議案配付までには詰めまして、ご提案したいというふうに思っておりますが、与えられた予算の中で頑張っているところではございます。

竹田委員長 予算の範囲内で収まるという捉え方でいいのですか。

中尾室長。

中尾新幹線振興室長 最終的にはご返答はいただいておりますが、そのような形で考えてございます。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 指定管理者、木古内公益振興社、代表理事が北島孝雄ということになっておりますけれども、この公益法人のスタッフ。理事さんかたの一覧表、それから株式会社ケイ・デパールさんの役員名簿等々を提示願いたい。これはなぜかという、町民も随分いろいろ心配なり、あるいは期待なりをしているのですよね。それが表面化されていないので、中の人方の人員構成というか。それらを聞かれてもさっぱり私達も返答に困るのですよね。そんな意味からいきまして、提示をお願いしたい。

竹田委員長 資料がすぐ出るのであれば。

中尾室長。

中尾新幹線振興室長 手元に資料はございますけれども、一応応募された方々のご意向・ご了解を得た上で、お出しをしたいというふうに思っております。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 もうすでに第1回定例会において、承認を求めるのです。そのためには、出さないとだめでしょう。構成役員とかというのを。了解を得るとか得ないとかというよりも、そういうものが出てこないと了解できない部分も出てくるかもわからない。だから出してください。了解とかという問題ではない。

竹田委員長 中尾室長。

中尾新幹線振興室長 ちょっと言葉が足らずに申し訳ございませんでしたが、必ず最新の状況であることを。中の役員等に変更がないことを改めて確認した上で、ご提示をさせていただきたいというふうに思っております。失礼しました。

竹田委員長 ということは、これは定例会までに出てくるということですね。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後1時20分

再開 午後1時34分

竹田委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま公社の登記簿の写しが出ましたけれども、又地委員これで了解でしょうか。

あとケイ・デパールのほうが夕方までにとということです。

ほかにございませんか。

室長、1点だけ確認したいのですけれども、ケイ・デパールさんが例えばテナントとして入る。テナント料を支払って飲食、「どうなんデス」を運営するのですよね。その場合の条件として例えば経営が悪化しても、よく好転すれば何も問題ないわけですけれども、2年間は例えばここから撤退はできませんよとかそういう何というか規制と言いますか、そういうものというのは出るのですか。それとも先ほどの地方創生ではないのですけれども、5か年という縛りがあるのかどうなのかという部分だとか、そういうものだけちょっと確認だけしておきたいと思います。

中尾室長。

中尾新幹線振興室長 観光交流センターのレストラン、こちらはテナントとして入るという形でございますので、基本的な通常の所有計画に近いような契約形態となつてございま

す。

現在のところ、昨年の12月町とケイ・デパールさんと株式会社オール・ケッチャーノというところで覚書を締結したわけですが、それは覚書という有効期間といたしまして、締結の日から平成31年3月31日までということで、指定管理の期間と合わせた形の契約形態になっております。以上でございます。

竹田委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ないようですので、これで。

又地委員。

又地委員 観光交流センターは将来的には道の駅化になるということなのだけれども、その道の駅化については、作業の進めというのは現時点でどんなふうになっているのか。

竹田委員長 中山主査。

中山主査 道の駅の申請につきましては、道の駅の申請自体が国のほうで定められておまして、2回しかない、チャンスが2回になります。それで、いまこの平成28年1月オープンに向けて申請を出すにあたっては、一応8月の登録申請になりまして、6月の下旬に国の資料のほうを提出するという形になっております。それで、3月中からちょっと事務を進めて、関係機関と話をしておきたいなと思っているところです。以上です。

竹田委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ないようですので、次にその他で資料が出ております企業促進条例の一部改正についてを資料の説明をお願いしたいと思います。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 本日配付をさせていただきました資料の説明をさせていただきます。当日配付ということで、大変申し訳ございません。

この度の3月定例会におきまして、木古内町企業振興促進条例の改正について、提案したいというふうに考えてございます。

本条例につきましては、木古内町内における企業の振興を促進するため、町内に事業所を新設、移転または増設するものに対し、助成を行うことにより、木古内町の経済発展に寄与することを目的とし、助成の内容は固定資産税を3年間全額免除するものでございまして、そのほかにも出資や土地等の貸付等の助成、及び協力等の措置を行うことができることとしております。

今後、企業誘致の取り組みを行っていくにあたり、小規模事業者にも本条例が適用できるようにするとともに、企業進出や設備投資等が行いやすい環境を整備するため、助成対象基準を改正するものでございます。

内容につきましてはですが、現在の助成対象基準を見直しまして、工場、ソフトウェアハウス、試験研究施設、その他の事業施設は、投資額3,000万円以上となっているものを1,500万円以上に、雇用者数は新設20人以上、増設10人以上をともに3人以上に、観光施設は投資額5,000万円以上を2,500万円以上に、雇用者数は新設20人以上、増設10人以上をともに3人以上に、事業附帯施設は雇用者数は新設20人以上、増設10人以上をともに3人以上というふうに改めるものでございます。以上でございます。

竹田委員長 ただいま人口減少対策検討会議でも議論がありました、企業促進条例の改正についてのいま提案がありました。

これについて、何か委員の皆さんからあれば。

又地委員。

又地委員 現行の企業振興促進条例を今度何となく縮めて、改正したいと。この縮めたのを一本にしてしまうのかな。私は、従来の条例は条例としてありますよと。それは、現状の部分。そして且つ、いままでの条例よりも小さい部分を足した条例にしたほうがいいのではないのかなと。わざわざいままであった投資額が3,000万円以上とかとあったものを、縮めて一本にするのではなくして、従来の条例は従来の条例。そして、縮めたものももう一つ加えるというような二本立ての条例にできないのかなと思うのだけれども。その辺の考えはどうですか。私は、いままでの条例は条例としていいと思うのです。例えば、ある程度大きい企業に向けての条例。今回は、何となく中小企業向けの条例を縮めた中で一緒にしてしまうということではなくして、一つの条例の中に例えば3,000万円以上のものだとか、5,000万円以上のものだとかあります。それは、それ。そして、新たな新しくする条例は、条例は1,500万円とかでいいのです、これ2,500万円だとか雇用者数。それはそれとして、一つの条例の中に二通りのあれがありますよと、企業誘致に関しては。というようなほうがいいのではないかと思うのだけれども。その辺、なぜ現行の条例を縮小した中でこれ一本にしていくということになったのかどうかということをちょっと教えてほしいです。

竹田委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 この条例につきましては、条例第3条の中で助成の対象ということでこの投資額、また雇用者数が謳われてございます。

また、その事業所の基準でございますが、これは第2条の中でこの資料にも書いてございます対象事業所、これが工場、ソフトウェアハウス等四つの部分。それから観光施設となつてございますのが、レジャー施設、宿泊施設、遊園地、ゴルフ場、これに類する施設ということで、大規模な観光施設はこの観光施設に含まれるということで、小規模な施設・工場等につきましてはこの上の段、ここに全て含まれるということで、総体的に木古内町内に事業所を新設するための基準を敷居を下げるというようなことで、この基準を引き下げるということで。第2条の中では、この上段の工場・その他、また観光施設ということで、中小規模・大規模というような分類はされておりますので、それを改正したいということでございます。

竹田委員長 追加。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 議員お尋ねの小規模事業者、これもこの中で工場・その他四つの中に含まれますので、こういったものも全て包括して、この度条例改正して対象に加えていきたいということでございます。

竹田委員長 吉田委員。

吉田委員 今回、この条例改正が出てきたというそもそもの要因なのですよ。昨年、関東に行きましたよね、企業誘致なので。ある程度、「木古内町はこういう助成の基準がありますよ」という話が言った時に、「これならちょっとハードル高いよね」という問題が出てき

たのかどうなのか。そして、そういうやっっている中でいろんな企業の中で、「もう少しこうなったら来やすいよね」という話があったのかという。きっかけがあってはじめてこうだ。いきなりこの先ほど又地委員も言っていたのですけれども、現状となぜ改正しなければならないというこの説明が全然出てこないのですよね。だから、これ下げるとは私はいいと思うのです。企業を呼びやすくしてくるといのはいいのだけれども、それをきちんと説明してもらわないと。なぜいまこれ現状からこうするのだと。いま企業がもし来る・来ないは別にしても、下げたことによって企業を呼ぶ可能性があるという断言があれば、私はこれは改正してもいいのかなという気がするのですけれども、その辺の説明をきちんとしていないと、なぜいまやるのかというのが見えてこないのですよね。その辺の説明をもう一度お願いします。

竹田委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 今回の基準の改正でございますが、昨年東京都でのフォーラム等にも参加しまして、またブースに来られたかたにつきましては、「当町においてもこういう促進条例等に基づいての助成措置があります」というご説明はさせていただいております。そういったフォーラム等の中でも、現在企業投資がホテルですとか工場ですとか大規模な投資に向くのではなくて、小さなIT関連等の事業者が地方に支店・支社等を持つ動きが顕著であるということも認識いたしました。そういう中で、当町のこの20人以上あるいは10人以上という、また投資額3,000万円、5,000万円という基準がどうなのかというところに視点をおきまして、その他の町の状況、近隣の町の状況等も調べて踏まえた結果、当町においてはこの投資額は2分の1に引き下げ、また雇用者数については3人以上までも思い切って引き下げる。ほかの町については、3人というところもありますが、概ね5人というところが多いようですけれども。今回については、木古内町としてここまで敷居を下げたというような改正を行いたいというふうに考えてございます。

竹田委員長 課長、いまの説明は説明でわかったのだけれども、きちんと先ほどから言っているように、12月の4日の人口減少対策検討会議の中で、企業化支援でこういうふうにしたいと。例えば投資額の5,000万円を2,500万円に、そして雇用者数も何名を何名にしたいという部分のこの検討したものはそれを整理したものがこれなのだ。きちんとやはり筋書きをあれしないと、何かこれだけが今回新たに出てきたように思われるものだから、みんなやはりこれ勘違いと言いますか錯覚してしまうのですよね。だから、この減少対策の検討をした結果を踏まえての部分だときちんと整理したものでないと、やはりまずいだろうと思うのですよね。何かいま聞けば、これは新たなもののように聞こえますから。

竹田委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 舌足らずで大変申し訳ございません。

12月4日の資料添付いたしました人口減少検討会議の中で、企業の投資支援ということで、この条例の見直しについても記載してございます。この時は過程といたしまして、例えば現行の2分の1にするですとか、雇用者数についてももう少し高い基準で検討会議の考え方としては取りまとめたところではございますが、これを理事者と協議した結果、この度思い切って少し引き下げるということで、この度の条例改正させていただきたいということに至ったところでございます。

竹田委員長 又地委員。

又地委員 わかりました。そうしたら、例えば観光交流センター然り、あるいは観光交流センターが将来道の駅になるという中で、例えばビックボイスさんとありますよね。あるいは、レンタカー会社さんも入ってくるということなのだけれども、これからいろいろ噂されている企業にも適用されるような状況になるのかどうか。その辺ちょっと。

竹田委員長 副町長。

大野副町長 この度の基準の改正後の町の省令措置と言いますか、企業にとっての有利な方策というのは、固定資産税の 3 年間の減免。あるいは、施設・設備を整備する時の周辺環境の整備を町が支援する。こういった内容ですので、企業によっては該当する企業と該当しない企業。言ってみれば建物を建てるですとか、土地を買うですとか、そういった行為がなければこの支援の対象にはなってきません。ですので、いまおっしゃった観光交流センター何かは町のほうで建てているわけですから、固定資産もご本人には発生していないという状況ですので、企業振興条例の対象になるかということにならないということになります。以上です。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 まずを持ちまして関連事項もあるのですけれども、今回の条例の改正については、単純にハードルを下げたという部分だと思うのですけれども、木古内町が企業の誘致を一生懸命取り組んでないとは言いません。実際東京に行っている資料があるように、又地委員が言ったような会社ビックボイスさん、これが可能性がある。私にしてみたら、このいまあっている条件の方々に合わせたハードルの下げ方なのかなというふうにも感じてしまうのですよ。というのは前回、人口減少の検討会議の中で出した資料が金額については半分ですけれども、雇用者数については 20 人から 10 人という提案だったと思うのです。それが、この 3 人に引き下げられたというのは、やはりいま現在交渉と言いますか話をしている会社に合わせてしまったのかなという単純な思いが出てきてしまいます。その部分がはたして、10 人だとやはりというきちんといま「よその町も調べた」と言いましたけれども、それを元に純粹に 3 人にしたのか。やはりいま対象となっているところを優先的に、やはり来ていただくための 3 人にしたのかという部分をちょっとお聞きしたいのが 1 点と、あと以前から言っているとおり、企業誘致はどんどんどんどん他市町・他県の企業に PR していかなければならないという部分で、やはり条件は下げましたよ。それだけでは弱いと思うのです。では何を木古内町がしてくれるのかという具体的にいま言えているのは、いま条例を見ても 3 年間の固定資産税の免除というだけですよね。再三再四、いままでも言っているのですけれども、具体的に何を木古内町が、金額の提示ですとかそういう部分が。ここにも載っているとおり、「出資や土地の貸付」、いま副町長もおっしゃったように「周りの整備の協力はします」とは謳ってはいますけれども、では度の程度協力してくれるのか町としては。そこが、例えば単純にお金で「木古内町はよその町は 100 万円しか出しませんが、来てくれるのであれば 200 万円出しますよ」とそういうわかりやすいキャッチフレーズ条例こそがより企業誘致の興味を湧いてくるポイントだと思うのですね。そういう内容について、今回条例を改正するにあたって、議論されなかったものなのかどうなのか。議論はしたけれども、中身の具体的な部分にまでは及ばなかったのかどうなのかも合わせてお伺いします。

竹田委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 まずはじめに、今回のこの条例改正が現在協議を進めている企業との配慮しているということでございますけれども、ここにつきましては人口減少検討会議で出されたものはあくまで、2分の1と過程した場合というようなことで、会議としては取りまとめたものでございます。

その後、この条例改正を検討するにあたりましては、統計数値の木古内町の事業所統計、これにおける官公庁以外の事業所の従業員数の平均が、ちょうど5名というような統計数値も出てございます。そういったものも踏まえまして、ここはもう思い切って3人というところまで下げて、企業進出しやすいような環境を作ると。そういった視点でこの人数の基準は、この度考えたところでございます。

それから、具体的に何を助成するかということでございますが、これは条例の第6条にあります助成の内容。これにつきましては、町有地等につきましては、例えば貸付の方法を形態等をいろいろございます。また、民有地等につきましても、では町でどの程度の助成ができるのか。また周辺環境の整備、ここに書かれている用排水の確保ですとか様々造成等ございますが、これらはケースバイケースでそれぞれ進出する企業によって状況も違いますので、財政状況とも下案した中でその時点時点で、町がどういった支援ができるかということ判断してまいるということになってこようかと思えます。

竹田委員長 平野委員。

平野委員 わかります、そのとおりしか書いていないわけですからね。ですから、より企業誘致を木古内町でPRする時の材料として欠けているという話を前から申ししていたと思うのです。これ変な話たまたま木古内町に縁があってそういう話になった時に、「こういう企業の促進の条例がありますので、何か使えるかもしれませんよ」となった時に、はじめて町長が必要と認めた場合ということですから、当然町長との交渉をした中で、ではどこまでだったら何が具体的に書いていないですよ。それこそ臨機応変というのか、その企業によっては違うということですよ。ですので、この土俵に来た人でなければ条件がわからないという現状だと思うのです。ですので、私はよその町でもやっているとおりに、例えば1個でも2個でもいいと思うのです。それは、企業が10人のところもあれば100人のところもありますし、それぞれの企業形態も違いますから一概にどれが一番企業を呼び寄せる作戦なのかというのは難しいところだとは思いますが、我が町として「この部分だけは、もうこれは来ていただく企業さんに提供します、サービスします」という部分を必ず載せるべきだと考えるべきだと思うのです。その議論をされているのかどうかということを知っているのですけれども。それともいらないと思うものなのかどうか。

竹田委員長 福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 その辺の詳細と言いますか個別の助成の内容につきましては、先ほど申し上げたとおり、それぞれケースバイケースで検討すべき案件と理解しておりますので、この度の条例改正につきましては、そこを個別に助成金額ですとか設定しようというふうなことは、協議はしておりませんでした。

竹田委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 なければ、これで閉じてよろしいですか。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 前回の委員会で資料要求された資料を添付しておりますので、これにつきましては一言ご説明申し上げたいと思いますがよろしいですか。

竹田委員長 お願いします。

福田課長。

福田まちづくり新幹線課長 資料の 21 ページでございます。

最後のページでございます。株式会社ビックボイスの会社概要について、ご説明申し上げます。本社は、東京都町田市の町田新産業創造センター 2 階にございます。支社は、名称が札幌技術サイト、札幌市にございます。研究所は、名称が函館道南 R & D センター、函館テクノパーク内の函館産業支援センター内にございます。事業内容につきましては、IT アーキテクチャー、システム設計及び開発、以下資料のとおりでございます。資本金につきましては 1,000 万円、社員数は現在 40 名ということで、内定者が現在このほかに 10 名いるというふうになってございます。道南進出にあたっての理由でございますが、北海道新幹線開業をビジネスチャンスと捉えまして、人材確保のしやすさや、地震等の災害の際に受けるリスクを分散させるということで、道南への進出を決定したということでございます。

また、社長さんにつきましては旭川出身のかたということで、北海道にゆかりがあるということもこの進出に影響しているのかなというふうには思っております。以上でございます。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 03 分

再開 午後 2 時 11 分

竹田委員長 休憩を解き、会議を再開いたします。

ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ないようですので、以上でまちづくり新幹線課の事務調査を終わります。

どうもお疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 11 分

再開 午後 2 時 58 分

(2) <教育委員会>

・郷土資料館の整備状況(現地調査を含む)について

竹田委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま施設を皆さんで整備状況について、確認をしてきたところであります。

オープンが3月の16日ということですから、約1か月切れるくらいですね。それに向けて整備されている状況をいま確認をしてきましたので、この施設に関しての質疑等あればお受けしたいと思います。

東出委員。

東出委員 7点ほどちょっとお話しますので、ちょっと答弁願います。

まず1 ページ目、看板をいまも見てきたのだけれども、バタバタしているのですけれども、これ27年度予算とはなっていますけれども、できれば16日のオープンに何とかならないのかなというのが一つ。

それから、3月16日オープンなのでこれをやはり3月の広報、あるいは防災無線等でオープンのセレモニーの時に、1人でも多くやはり来てもらったほうがいいのではないのかなという思いで、この辺の周知をどういうふうにも考えているのかなという部分でお知らせ願いたいと思いますし、ある意味では5部落の町内会にもここで言ったらあれですけれども、会長さん宛てにでも何か案内等も私はしたほうがいいのではないのかなと。

それから、今後の利用の状況ですけれども、やはり小学生・中学生・高齢者大学・一般住民等含めて、広く使ってもらうためにはどうしたらいいのかなという部分での考えをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、オープンしてあそこは常備開館されるのではないのかなと思うのですが、人員の配置をどういうふうにも考えているのか。

それから最後になりますけれども、テープカットなのですよ。町長、議長、教育委員長、文化財調査委員長、商工会会長、観光協会会長、教育長を予定とこうなるのですけれども、なんでここで商工会会長、観光協会会長なのかなと。ある意味では、地域の高齢者、歴史を語れるような元気な方もおられるので、そういう人を逆に入れたほうがいいのではないのかなという思いがするのですよ。それで、商工会会長、観光協会会長というのはどういう意味で入れたのか、それも含めてちょっとお答え願いたいと思います。以上です。

竹田委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 まず1点目ですけれども、看板の関係なのですが、担当としましては新年度予算も通していただいて、その後というふうにも考えていたわけなのですけれども、見積もりだとか上がる額もありますので、ちょっと協議させていただきたいなと思います。まずはっきり年度内に16日までできるかどうかというのは、ちょっと厳しいのかなといま考えておりますけれども、ちょっと検討してみます。

オープンの周知につきましては、広報だとか防災無線はこれはこちらのほうで考えておりました。

それから、町内会の案内ということなのですけれども、いまこれから案内をもうすぐ出すのですけれども、全町の町内会宛に案内を出す予定でございます。

それから、今後の使い方については、学芸員のほうからいろいろあとで話してもらいますが、人員の配置につきましてはいま現在考えているのは、こちらにいる木元（豊）学芸員が現場で整理作業がまだありますので、監督しながら彼がほとんど常駐の予定になるのではないかと思います。

それから、テープカットにつきましては、商工会会長と観光協会会長をどうして入れたのか

というご質問ですけれども、これはいろいろ案を持ち寄って協議した結果、このようになりました。

竹田委員長 それでは、木元（豊）学芸員。

木元（豊）学芸員 オープン後の活用の方策なのですが、これまでも小学校を中心にしまして社会科の授業、そして総合的な学習の授業の中で、建物は整備はされていませんでしたが、佐女川の作業所を使いまして資料を使いながら社会、そして総合的な学習に対応してまいりましたので、それらを継続して今度オープンする資料館を中心に展開していきたいと思っております。

また、高齢者大学につきましても、学習プログラムの中に十分入れられる資料がたくさんありますので、1回切りではなく複数回来ていただけるプログラムを考えていきたいと思っております。

また、一般の方々につきましては一度、中を見ていただければもう2回・3回というリピーターがなかなか来づらいとは思いますが、特に用事がなくても建物の中に入って来て、昔の話だとかいろんな地域の話を聞かせていただけるそういった交流の場にしていただければ、そういった意味でもリピーターというのは確保できるのかなと思っております。まだ具体的に新年度に向けてプログラムは組んでおりませんが、ざっといまお話したようなことで利用を見込んでおります。

竹田委員長 東出委員。

東出委員 簡単にいきます。随分課長、奥歯に歯にももの挟まったような言い方なのだけれども。私はテープカットに、だから商工会長、観光協会会長となぜ入れたのか言ったら、あなたもごもご何かきちんと答弁しないのだけれども、いろいろと何の協議をしてこうなったのですか。私はいらぬのではないかと、私の持論なのです。だから、あなたそこでもごもご話しても、何をいろいろと協議をしてこうなったのかというのを教えていただかないと私だってわからないではないですか。だから逆にそうではなくて、高齢者で元気な人もいるからそういう人達にもテープカットをさせたらどうだというそういう案も私は持っているのだけれども、その辺きちんと。

それから、看板はやはり何とか見積もりを早くやって、どうしても今年度無理なのなら新年度に向けてもそうだけれども、早く1日も早く。せっかく名前も私が言ったことをきちんと受け止めてくれて、こういう名称ができたわけですよ、「いかりん館」という。できた以上、やはり早く知らせたほうがいいでしょう、あそこバスも止まりますし。そうすると、江差・上ノ国方面の人も「ここに資料館ができたんだな」とわかって、そこで1回バスを降りるかもしれない。だから私は言うのだけれども、その辺きちんともう1回。

竹田委員長 佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 テープカットは、あそこは教育施設でもありますが、観光にも一躍寄与するのではないかという関係から、観光協会長さんとあとその関連ですもちろん。商工業にも関連してくるのではないかなという考え方からでございます。

いま東出委員のおっしゃる高齢者これについては、ちょっと配慮してみたいなとは思いますが。ということで、ご了解して願います。

それから、看板につきましても見積もりはあるのですが、30万円近くかかるのです。それで、いまちょっと新年度早々にすぐやりたいなというふうな考え方でございました。4月に

入ったらすぐ取り付けということで。

竹田委員長 東出委員。

東出委員 できれば、3月ロングランの定例会があるので、できれば大した金額ではないみたいなので予算だけ通ってしまえば、あとは発注すればいいだけでしょう。そうしたら早まるでしょう。何とか補正で上げることを検討してください。

竹田委員長 ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 ないということで、それでは郷土資料館についてはこれで終わりにして、次に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正についての考え方が出ておりますので、説明を求めます。

佐藤課長。

佐藤生涯学習課長 説明を平野(智)主査にさせます。

竹田委員長 平野(智)主査。

平野(智)主査 学校教育グループの平野でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律につきまして、ご説明申し上げます。

資料の4ページをお開きください。この資料は、文科省のほうで作成した資料でございます。法改正の概要について記載されておりますが、改正の趣旨は、地方教育行政における責任を明確化し、首長との連携の強化を図り、地方に対する国の関与を見直し、地方教育行政の制度改革を行うものとなっております。

改正の概要につきましては、5ページからの表を使ってご説明いたしますので、5ページをお開きください。5ページは現在の制度と改正後の制度について、記載してございます。

まず、現在の制度では町長が議会の同意を得まして、教育委員を任命いたします。こちらの図にもありますように、木古内町の教育委員の定数も5名ということになっております。その教育委員の中から、任期1年の教育委員長を教育委員さんが互選し、委員長が教育委員会を代表します。

同様に、教育長も教育委員の中から任命されて、教育委員会の指揮監督のもとで、事務局の事務を統括するというのが現在の制度でございます。

右側の改正後の制度でございますが、町長が議会の同意を得て、教育委員を任命することには変わりはありませんけれども、教育長も町長が直接任命することとなります。この場合も議会の同意を得ることとなります。これと同時に現在の教育委員長は廃止され、教育長が教育委員長と教育長の両方の責任を負うことになりまして、教育委員会を代表します。これによりまして、教育委員会の責任の所在が明確化されるとともに、町長が任命権者ということで、教育行政に対する町長の責任も明確化されることとなります。

制度改革後は、教育長の任期は3年となります。教育長は教育委員ではなくなり、町の特別職ということになります。この教育長の任期を現在の4年から3年に短縮することによりまして、議会の同意を得る必要の回数が増えるということで、議会のチェック機能も強化されるということになります。

次に、改正の主なポイントでございますが、町長が設置しなければならない総合教育会議というものと策定が必要な大綱というものが必要になってきます。設置が義務づけられ

ています総合教育会議は、町長と教育委員とで構成されます。この総合教育会議は、町長と教育委員会の教育に係る基本的な方針についての協議と調整の場ということになります。この会議の中では、教育の振興に関する大綱の策定、それから教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、それから児童生徒の生命・身体の保護など緊急の場合に講ずべき措置などについて、双方で協議・調整することとなります。

国の地方公共団体への関与につきましては、重大事態の発生があった場合は、再発防止等も含めて、地方公共団体に国が関与するという事で、明確化されることになりました。

この法の改正は、施行は平成 27 年の 4 月 1 日となっておりますが、現在の教育長が教育委員としての任期が満了となる日までは、現行制度のままであるという附則が付けられています。

制度移行に係る経過措置について、次の 6 ページでご説明いたします。6 ページをお開きください。6 ページは、木古内町教育委員会がこの法の改正に完全に移行する時期について、記載しております。現在の教育長の任期は、平成 28 年 9 月 30 日まででございます。これに伴いまして、平成 28 年の 10 月より、法改正の全部の適用を受けることとなります。平成 28 年の 9 月の定例会で議会の同意を得て、町長からの任命を受けた新教育長は、任期が 3 年となります。この時点で、教育委員長は 1 年間の任期でございますが、28 年の 9 月 30 日で教育委員長は廃止されることとなります。

B の教育委員長でございますが、現在は舩野委員長でございますけれども、舩野委員長がこのままずっと教育委員長ということであれば、28 年の 9 月 30 日には教育委員長ではなくなり、任期が 29 年の 10 月までございますので、この 1 年間は教育委員として在籍するという事になります。教育委員さんの任期は、4 年で変わることはありません。

下のほうに書いてあります、平成 27 年 4 月 1 日より改正される事項としては、先ほどご説明いたしました総合教育会議の設置と、大綱の策定でございます。改正に経過措置が設けられる事項といたしまして、新教育長の任命と教育委員長の廃止は、経過措置が設けられています。

7 ページをお開きください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、町の条例・規則等の改正が必要となってまいります。

改正が必要となる条例は、議会事務局所管の議会委員会条例と総務課が所管する条例 7 本との改正と、新規の策定が 1 本でございます。この条例改正は、3 月の定例会に上程されることとなります。

改正の中身につきましては、改正のほとんどが教育長の身分が特別職になることに由来するものと、それから委員長が廃止され、教育長に替わるというものがほとんどでございます。教育委員会所管の規則と規程等は、8 本でございます。これも同じに、教育委員長を教育長に変更するというのが、ほとんどの改正の内容となります。

条例・規則等の施行も法改正に伴いまして、平成 27 年 4 月 1 日の施行日となりますが、全てに経過措置の附則が付きまして、全面的な摘要は平成 28 年 10 月からということになります。簡単ではございますが、説明は以上です。

竹田委員長 ただいま説明をいただきました。特に質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 これは、3 月の定例の中で上程されることになっておりますし、概要等につ

いてはいま説明を受けましたので、本会議の中でまた議論をしていただければなというふうに思います。

以上なければ、これで教育委員会・生涯学習課の事務調査を終えたいと思います。

どうもお疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後 3 時 18 分

再開 午後 3 時 25 分

(3) <町民税務課>

・子育て 3 法について

竹田委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

町民税務課の皆さん、ご苦労様です。それでは、資料の説明を求めます。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 本日は、大変貴重なお時間を取っていただきまして、ありがとうございます。

子ども・子育て支援に関する法律が、4 月 1 日より改正となります。新しい制度となりますことから、改正ポイントについて説明をさせていただきます。

お手元の資料、1 ページをお開きいただきたいと思います。制度の概要となります。

今年度（平成 26 年度）までは、就学前の子どもさんが保育園に入所する場合であれば、厚生労働省の基準、教育を目的として入するのであれば、文部科学省の基準に基づいて、運営費等の手続きをしてまいりました。また、平成 18 年度からはじまった「認定こども園」は、所管が厚生省と文科省の 2 省がかかわるなど、一般的にわかりにくい制度でありました。

木古内町では、保育園等に入園できない子どもさん（待機児童）はおりませんが、都市部では入園できない子どもさん（待機児童）が多く、保護者の方々が入所を希望しても、なかなか希望に添えないことが多いため、「誰もが入園しやすく、子どもが健やかに成長することができることを目的」として、平成 24 年 8 月「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正、法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法が成立したことによりわかりやすい制度として内閣府がまとめ一本化し、平成 27 年度より実施をすることとなりました。

大きな改正点は、次のとおりです。一つとしまして、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」に向けて。幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せた施設）の普及のため、認可・指導監督などの制度改善が図られます。木古内町が目指すのは「保育所型認定こども園」となります。各保育所から認可申請を受け、北海道の認可を受けることとなります。改正されるのは、認定こども園のうち、「幼保連携型認定こども園」について見直しがされ、設置の手続きの簡素化や、行政からの指導・監督や財政措置等が一本化されます。

二つ目です。「保育の量の拡大・確保、教育・保育の質の向上」に向けて。地域のニーズを踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」を定め、認定こども園や保育所、新設される地域型保育事業を組み合わせることで計画的に整備することとなります。

また、認定こども園、幼稚園、保育所の給付制度が統一され、地域型保育事業の給付制度が新設されるなど、教育・保育に対する財政措置の充実が図られます。

地域型保育事業とは、3歳未満児の少人数の子どもを保育する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅型保育事業、事業所内保育事業の四事業です。

また、「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も向上させていくため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などが図られます。

三つ目としまして、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けて。地域における子育て支援に関する様々なニーズに応えることができるよう、「放課後児童クラブ（木古内町が実施検討するものは「学童保育」）」、「乳幼児家庭全戸訪問事業」、「延長保育」、「妊婦健康診査」など、様々なサービスの充実を図ることとされております。

これらの事業に係る財源につきましては、昨年度より実施されております消費税率の引き上げによって確保される財源が、恒久的な財源として充てられることになっております。

ただいま申し上げました、三つの目的を目標とし、次のとおりの基準条例を上程させていただきますので、よろしく願いをいたします。

一つとしまして、木古内町特定教育・保育施設及び特定地域保育事業の運営に関する基準を定める条例、二つ目としまして、木古内町家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、三つ目、木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

この条例策定においての運営基準は、国が定める基準。これは内閣府令ですけれども、従うべき基準と参酌すべき基準の二つの事項で構成されております。木古内町が策定する条例は、国（内閣府令）と異なる内容を定める特別な事情や特殊性はございませんので、すべて国の基準どおりに従う予定です。

それでは、2 ページ をお開きいただきたいと思います。木古内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、説明させていただきます。表の左側のほうになります。

特定教育保育施設は、幼稚園、保育園、認定こども園の3施設となります。木古内保育園・永盛保育園は、保育所として該当しております。

第1条から第3条までは共通事項、第4条は利用定員に関する基準、第5条から第34条までは運営に関する基準、第35・36条は特例施設型給付費に関する基準となっております、全て国の基準に従うとします。

次、右の段となります。特定地域型保育事業は家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業となっておりますが、現在木古内町において該当する施設はありません。

第1条から第3条までは共通事項、第37条は利用定員に関する基準、第38条から第50条までは運営に関する基準、第51・52条は特例施設型給付費に関する基準であり、国の基準に従うとします。

3 ページ をお開きいただきたいと思います。木古内町家庭的保育事業の設備及び運営に

関する基準を定めている条例について、説明させていただきます。

第1条から第21条までは、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の共通事項であり、国の基準に従うものとします。

家庭的保育事業（定員5人以下）の施設で、第22条から第26条までの基準条例に従い、認可を受け運営されることとなります。

小規模保育事業、27条の基準に従い、A型は定員6人から19人、保育所の分園型としてB型は定員6人から19人で、保育所分園型と家庭的保育の中間型として、C型は定員6人から19人で、家庭的保育に近い形として許可運営となり、A型28条から30条、B型31・32条、C型33条から36条の基準に従い、それぞれ運営されることとなります。

居宅訪問型保育事、37条から41条の基準に従い、運営されます。事業所内保育事業、定員20名以上で保育所の基準と同様で、42条から48条の基準に従い運営をされます。

4ページをお開きいただきたいと思います。木古内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、説明させていただきます。

この条例は、地域における子育て支援の一環として、「放課後児童クラブ（木古内町が実施するものは「学童保育」）となりますが」、事業の設備及び運営に関する基準となります。

運営方針の基準として、第1条の趣旨から第6条の放課後児童健全育成事業者と、非常災害対策について規定しております。

設備と職員の基準については、第7条、放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件から第10条、放課後児童支援員の資格について規定をしております。

管理・運営等に関する基準は、第11条利用者を平等に取り扱う原則により、21条、事故発生時の対応について規定をしております。全て国の基準に従うものとします。

附則 施行期日について、ただいま説明を申し上げました3条例については、平成27年4月1日から施行することの予定でございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

竹田委員長 ただいま説明をいただきました。これより質疑を受けたいと思います。どなたかございませんか。

課長、ちょっと1点教えてください。2ページの右側の特定地域型保育事業、ここは木古内町に該当する施設はないと言っています。そして、3ページでここの内訳の表ですよ。ここも木古内は該当するものがないというそういう捉え方でいいのですね。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 ここの表の中の3ページ目の一番上は、木古内町の保育所と比較対象なので、この部分だけは参考例ということで載せてあります。

竹田委員長 それでこの表はわかりましたけれども、それで4ページなのですが、ここで木古内という学童保育の部分。これは、今度は財政支援もあるということで、1ページの(3)番ここで、「財源が恒久的な財源として新制度では行われる」ということですから、単純に言ったら4月以降、この学童保育に対する財政支援があるのだというそういう認識でいいのでしょうか。額だとか何かは別にして。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 4月1日から要は、各木古内に2施設ございます。木古内保育園と永盛保育園。保育園のほうと事情等を聞きまして、また町民の。今回、子ども・子育て支援計

画の中でも各保育園の代表・その他関係機関からの代表として、いろいろと意見を聞いておりますけれども、そのような形で一番ベターな形はどれがいいのかということをお早急に関係者と協議を進めてまいりたいと思っております。その中で、実際出てきたものに対して、町の理事者のほうと話をしながら、進めて行きたいと思っております。すぐには、27年度にすぐお話をして協議をしてすぐできるというものではないので、27年度はそういうふうな準備期間として、なるべく早くそういうふうな要望に添った形のことを皆様の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

竹田委員長 それと、ちょっとこの子育て支援の中で、自分のなかなか理解ができないとか認識がちょっと薄いものですから、この認定こども園。認定こども園になれば幼稚園と保育を兼ね備えた部分で、保育士さんも1本でいいという何かそういうあれでちょっと捉えていたのですが、これは将来例えば人口減含めた少子化対策と並行して、現在ある二つの保育所と認定こども園に、木古内町とすれば将来的に何年か後にそういう移行して行きたいという方向性なのか、この二つの保育所を現状のままであれしていく。子どもの数はデータ的に出ていますよね、多少1、2名の増減があっても。そういうことからすれば、将来的な5年後の子育て支援とか認定こども園のあり方は、こうしたいというのかこうなるであろうというそういう構想等は現段階で持っているのかどうなのか。もしそこまで至っていないのであれば、至っていないで結構ですから。

大瀬課長。

大瀬町民税務課長 先ほど説明の中に、木古内の場合には保育所型のこども園のほうに移行する形というふうにご説明させていただきましたけれども、これは木古内保育園さんのほうでそういうふうな形で進めて行きたいという意向は、いろいろと関係者の集まりの中では聞いております。

ただ、先ほど申し上げましたように、職員のスタッフの確保だとかそういうものがありますので、すぐ1年・2年先というふうな28年からできるというものではなくて、概ね2年程度猶予期間を見させていただきたいというふうには、木古内保育園のほうから。もう一つの保育園については、いま定員的には30人ちょっと割っているような状態なのですが、現状のままでここ1・2年は進めて行きたいということで、私どもとすればそういう意見を聞きながら、将来的にいま委員長が言われたような形のもので出てくるのは、もう少し先かなというふうには感じておりました。

竹田委員長 ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

竹田委員長 なければ、これで終えたいと思っております。これについても3月の定例会で上程になるのですよね。

以上で、町民税務課の事務調査を終えたいと思っております。

どうもお疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

休憩 午後3時42分

再開 午後3時43分

3. 調査事項

<介護される人もする人もみんな笑顔に！北海道連絡会>

- ・必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書（案）

竹田委員長 それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

3 番の意見書案が 1 件出されておりますので、これは局長のほうから趣旨を含めた部分の説明をお願いします。

山本局長。

山本議会事務局長 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書ということで、実は来ていたのですが、同趣旨の意見書を 12 月の定例会で採択をしております。ということで、同じ意見書が続くということになるものですから、その辺協議をしていただければというふうに思います。

竹田委員長 いま局長から話されたように、12 月の定例の中で同趣旨の意見書を提案しているということでありますので、今回は同一意見書というような扱いの中で、不採択にしたいとこのように思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

4. その他

竹田委員長 それでは、次にその他で定例会後、2 回の委員会を開催しましたけれども、委員会のまとめで委員会報告しなければならないと思いますけれども、皆さんのほうで気の付いた点等があれば、この部分どうだという部分を出していただければなというふうに思います。

1 点は、人口減の対策会議の取り組みが我々前の 12 月の委員会で言った以降、特に詰めていないという部分のその部分は遺憾だという部分は、ちょっと報告しようかなと思って考えていたのですけれども。あとは、縷々ちょっと議事録含めた部分で思いあたる部分、また若干整理をして皆さんに流して、皆さんからまた意見をもらうという形でもよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

竹田委員長 そういう形で、そのようなことで進めたいということで。あと皆さんから何か。なければ、第 10 回の総務・経済常任委員会をこの辺で閉じたいと思います。

どうも長時間ご苦労様でした。

説明員：大野副町長、福田まちづくり新幹線課長、中尾新幹線振興室長、中山主査
木村産業経済課長、名須賀保健福祉課長、吉田（宏）主査、小池主幹
野村教育長、佐藤生涯学習課長、渋谷主幹、西山（敬）主査、木元（豊）学芸員
平野（智）主査、加藤（崇）主査、西嶋主査、大瀬町民税務課長、吉澤主査

傍 聴：松田守弘

報 道：道新（大塚支局長）

総務・経済常任委員会

委員長 竹 田 努